

(平成21年4月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	34 件
国民年金関係	24 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	53 件
国民年金関係	45 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から39年3月まで

昭和37年7月ごろに、母が私の国民年金の加入手続を行い、私が結婚した42年12月までの国民年金保険料を納付してくれていた。自宅に集金人が来て、母が国民年金保険料を納付していたところを何度か見たことがある。母は、私が結婚したとき、国民年金手帳を手渡し、結婚するまでの間ずっと保険料を納付していたことを話してくれた。申立期間が未納のままとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年7月ごろに母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、同年7月から結婚した42年12月までの国民年金保険料も母親が納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和37年7月20日にA市で払い出されていることが確認でき、同年7月から保険料納付を開始していることが分かる。

また、申立期間は18か月と比較的短期間であり、前後に未納が無いことが分かる。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとされるその母親の納付記録をみると、昭和36年4月以降の国民年金加入期間の保険料を完納しており、申立人の母親の納付意識の高さが認められる。

これらのことから、申立人の母親は、申立期間について、自身の保険料のみを納付し、申立人の保険料を納付しなかったと考えることは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年7月から同年9月まで
② 昭和53年10月から54年3月まで
③ 昭和56年7月から57年12月まで

私は、昭和32年又は33年ごろからA業の店に勤めていたが、店の経営者は36年4月に国民年金制度が発足した後しばらくしてから、私の分と、当時一緒に店の仕事をしていた経営者の長女（義姉）、長女の夫（義兄）及び二女（元妻）の国民年金の加入手続を經理担当の義兄にさせた。私と元妻は申立期間①から③までの期間を通じて、国民年金保険料と国民健康保険料を毎月給料から天引きされており、義兄が集金人や銀行員に、1か月又は3か月ごとに支払っていたのを記憶している。

しかし、申立期間①から③までの保険料が未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年12月に申立人の元妻及び元義姉夫婦と一緒に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、同年4月から申立期間①の直前である50年6月までの保険料は納付済みとなっており、このうち41年4月以降の保険料は現年度納付されている。また、申立期間①の直後である50年10月から53年9月までの保険料も現年度納付により納付済みとなっている。

他方、申立人の元義兄については、申立期間①を含む昭和49年7月から51年3月までの保険料を過年度納付により納付していることが確認できる。

以上のことから、申立期間①の前後の期間において、申立人の元義兄は自分

の保険料は現年度納付できなくても申立人及び元妻の保険料については給与から天引していたため現年度納付を行おうとしていたことがうかがわれる。このため、申立期間①の保険料については、申立人及び元妻並びに申立人の元義兄の特殊台帳にそれぞれ昭和 51 年に納付書が発行された旨の記録が見られることから、現年度納付されなかったことがうかがわれるところ、申立人の元義兄が 3 人分の未納保険料の納付書を受け取りながら、自分の分の未納保険料のみ過年度納付し、申立人及び元妻の申立期間①に係る 3 か月分の保険料を納付しなかったとは考え難い。

他方、申立期間②の保険料については、申立人の元妻及び保険料納付を担っていたとする元義兄も未納である上に、直後の 12 か月分の保険料について、申立人及び元妻並びに元義兄の 3 人が共に過年度納付していることが確認できる。

また、申立期間③の保険料については、申立人の元妻も未納である上に、直後の 15 か月分の保険料は昭和 60 年 2 月に、その時点で納付が可能な時期までさかのぼって過年度納付されたものであることが記録で確認でき、それ以前の保険料が未納のまま残ったものと推測できる。

このほか申立期間②及び③について、申立人から保険料納付をめぐる事情等を汲み取ろうとしても保険料の納付をうかがわせる周辺事情等は見いだせなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月から61年3月まで

私は、昭和56年11月に結婚したことを契機に勤めていた会社を退職し、国民年金に加入した。加入手続については、私はした覚えが無く母がしてくれたのだと思う。

その後しばらくして未納分の保険料をまとめて支払ってほしいと納付書が自宅に送られてきたが、当時は家計が苦しくて支払えなかったため、同居していた母に相談したところ、母が代わりに保険料を支払ってくれた。その後、私は母に立て替えてもらっていた保険料を少しずつ返済していた。

しかし、申立期間の保険料が未納とされており納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続をした時期についてはよく覚えていないが、加入手続後、未納保険料の納付書が送られてきたと申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年5月ごろに払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、任意加入については加入時期をさかのぼることができないにもかかわらず、結婚した56年11月に任意加入した記録となっている。また、任意加入に係る保険料は本来は過年度納付することができないにもかかわらず、62年8月7日に過年度分の納付書が発行されていることが社会保険庁の記録により確認できる。このように申立人の被保険者記録には制度に適合しない点がみられるものの、申立内容は当該記録と符合する。

また、昭和62年8月7日に発行された納付書は、その時点で時効の到来していない60年1月から61年3月までの保険料に係る納付書であったものと

推定できるところ、申立人が母親に立て替えてもらった保険料の返済状況に関する陳述内容から、返済金額は約 10 万円であったことがうかがわれ、申立期間のうち、60 年 1 月から 61 年 3 月までの保険料額 9 万 9,540 円とおおむね一致する。

一方、申立期間のうち、昭和 59 年 12 月以前の保険料については、納付書が発行された時点では時効により納付することができず、このほか当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年3月まで

昭和36年4月ごろにA市役所で国民年金の加入手続をし、その後欠かすこと無く保険料を納付してきた。申立期間の保険料は自宅に来ていた集金人に納付していたと記憶している。42年から47年までB業店を経営しており事業も順調であったので保険料を納付する余裕は十分にあった。

申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろにA市役所で国民年金の加入手続をし、その後欠かすこと無く保険料を納付したと申し立てしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は44年10月15日に払い出されていることが確認でき、また、申立人にほかの手帳記号番号が払い出された形跡、事情等は見当たらないことから、申立内容と符合しない。

しかしながら、申立人は、この手帳記号番号によって申立期間の保険料を現年度納付することが可能である。

また、申立人は、申立期間及び厚生年金保険資格喪失後の2か月を除き、昭和36年4月から59年7月までの保険料を任意加入期間も含めて完納しており、保険料の納付意識が高いと考えられる。

さらに、昭和44年10月15日に払い出された手帳記号番号によっては、36年4月から44年3月までの保険料は特例納付及び過年度納付によってしか納付できないにもかかわらず、社会保険庁のオンライン記録では当該期間の保険料は現年度納付となっていることから、申立人に係る納付記録の管理において何らかの事務的過誤のあったことがうかがわれる。

以上のことから、納付意識が高い申立人が、現年度納付が可能な申立期間の保険料のみ未納のまま放置したとは考え難く、何らかの事務的過誤により申立期間に係る納付記録が失われたことが考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年12月まで
昭和46年5月に義母が国民年金の保険料納付を満了したので、私を国民年金に加入させてくれた。加入手続後の保険料は3か月ごとに集金人に納付していた。当時は家族でA業務店を営んでおり、留守にすることも無かったので、申立期間の国民年金保険料についても納付したはずである。
しかし、申立期間の保険料が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年5月に国民年金加入手続を行い、その後は3か月ごとに集金人に保険料を支払っていたと申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は同年6月30日に払い出されていることが確認できる上、申立人の特殊台帳により申立期間の前の2年分及び後の11年分の保険料について現年度納付していることが確認できる。

また、申立人は昭和46年4月から平成15年9月までの保険料を申立期間を除き完納しているほか、60歳から65歳までの間、高齢任意加入し、定額保険料に加えて付加保険料を納付しており、保険料納付意識が極めて高いと考えられる。

さらに、その夫や義父母も国民年金保険料を完納していることから、同居していた家族全員が保険料の納付意識が高いものと考えられる。

加えて、B市では昭和48年4月に印紙検認方式から納付書方式に変更となった後も引き続き集金人が保険料を収納していたとしており、申立内容は当時の収納制度と符合する。

以上のことから、保険料の納付意識の高い申立人が、申立期間の保険料についてのみ未納のまま放置していたとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から38年3月まで

私の国民年金の加入手続は、父親が昭和35年10月A市で行ってくれ、36年10月に結婚してB市に転居するまでの国民年金保険料も父親が納付してくれていた。

B市に転居後しばらくして、父親から国民年金は続ける方が良いとの手紙とともに国民年金手帳が送られてきたのですぐに市役所に連絡し、昭和38年4月ごろに37年1月までさかのぼって未納となっていた申立期間の保険料を集金人に支払った。当時の保険料額は月額100円であり、15か月分なので1,500円を支払った。その時に集金人から、今これだけの保険料を支払い、60歳まで年金の支払いを続けると満額の年金が受け取れると言われたことを鮮明に覚えている。

しかし、申立期間の保険料が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が創設された昭和36年4月から平成11年10月まで、申立期間及び第3号被保険者期間を除き国民年金保険料を完納しており、その期間のほとんどを任意加入していることから、申立人の保険料の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人は昭和38年4月ごろに保険料をさかのぼって集金人に納付したと申し立てしているところ、申立期間のうち、37年4月から38年3月までの保険料については現年度納付となり集金人に支払うことができる。さらに、37年1月から同年3月までの保険料は過年度保険料となり通常集金人には納付できないが、同年厚生省通知により、当時は、過年度保険料を市町村が預かることは可能であり、B市では当時、集金人が保険料を預かり納付を代行してい

た事例も無かったとは言い切れないとしている。

加えて、申立人が申立期間の保険料として納付したとしている金額は当時の国民年金保険料額と一致しているほか、申立期間の保険料を納付した経緯についての陳述内容は具体的であり、申立内容に不自然な点は認められない。

以上のことから、国民年金保険料の納付意識の高い申立人が、申立期間の15か月分の保険料について未納のまま放置しておいたとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月及び同年12月

私は、A市に在住していた昭和47年11月ごろ、A市役所B支所において国民年金に任意加入し、申立期間の国民年金保険料を同支所で納めたと記憶している。

任意で加入してずっと保険料を納付してきたのに、申立期間の保険料が未納とされているのは納得がいかない。

申立期間の保険料は必ず納付したはずなので、申立期間については納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の納付記録をみると、申立人は昭和47年11月に任意加入により被保険者資格を取得した後、申立期間の2か月を除き、60歳到達までの間の国民年金保険料を完納していることが社会保険庁の記録により確認でき、申立人の納付意識が高かったものと考えられる。

また、A市は、同市のB支所では国民年金の加入手続及び納付手続はできなかったとしているものの、申立人に係る国民年金被保険者名簿及び申立人の所持する国民年金手帳には、申立人が昭和47年11月15日に任意加入で被保険者資格を取得したことが記されており、申立人の記憶はあいまいながら、申立期間当時に申立人が国民年金の任意加入手続を行ったことが確認できる。

さらに、申立期間は2か月と短期間である上、申立人自身が国民年金の任意加入手続を行いながら、その加入時からの2か月である申立期間に係る国民年金保険料を納付していないことは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年7月から52年3月まで

昭和52年4月に結婚し、その後、夫と共に市役所へ行き婚姻届の提出等とともに国民年金への加入手続をした。

手続時に、結婚するまでに国民年金に入っていなかった期間の保険料について確認すると、窓口の女性から「未納分は少しの期間だし、一括して納めた方が後のために良いですよ。」と言われ、夫が役所の窓口で支払ってくれた。

保険料の金額は2万5,000円ぐらいだったと記憶しており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入手続時に、加入する以前の期間の保険料をさかのぼって納付したと申し立てている。

そこで、申立人とその夫の納付状況をみると、夫婦共に国民年金に加入後は、現在まですべての期間の保険料を納付しており、納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立人の手帳記号番号の払出日は、昭和52年5月19日であることから、申立期間の保険料については過年度納付することが可能な期間である。

さらに、申立人とその夫は、申立期間における保険料の納付に関する市役所の職員との会話について具体的に陳述しており、また、申立人の保険料を納付したとする夫は、納付した金額について2万5,000円ぐらいだったとするところ、申立期間の保険料額は2万6,700円であり申立内容とおおむね符合する。

加えて、申立人は、結婚前の国民年金に加入していなかった期間の保険料の納付について、自ら町役場の職員に確認していることから、納付の意思があったものと考えられ、申立人とその夫の納付意識の高さを勘案すると、当時納付可能であった申立期間の保険料を納付しないのは不自然であると考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年11月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年11月から59年3月まで

私は、昭和48年10月に夫婦一緒に夫婦二人分の国民年金に加入し、保険料は当初集金人に支払い、数年後には夫婦二人分共に口座振替で支払っていた。

その後、私は厚生年金保険に加入したものの、昭和58年11月に会社を退職したため、A市役所で国民年金への再加入と口座振替により保険料を支払う手続きをしたが、一時期、保険料を銀行の窓口で支払ったことがあったように思う。

国民年金への再加入手続きをした時期や保険料額ははっきりと覚えていないが、国民年金保険料は全部納めてきているつもりなので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年11月に厚生年金保険適用事業所を退社後、国民年金に再加入し、以後、すべて納付してきたと申し立てている

そこで、申立人の国民年金保険料の納付状況をみると、昭和48年9月に国民年金に加入して以後、申立期間及び厚生年金保険加入期間を除き、平成18年8月まで国民年金保険料を完納しており、申立人の妻にあっても申立人と共に国民年金に加入し、19年8月まで保険料を完納していることから夫婦共に納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立人は、申立期間後の昭和59年5月から60年3月までの期間の保険料については、同年6月から61年4月にかけて過年度納付していることが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録から昭和60年11月9日に過年度納付書が発行

されていることが確認できるが、この時点で申立期間の保険料は過年度納付することが可能な期間であることから、申立人は、申立期間に係る過年度納付書を受領していたと考えられる。

この場合、申立人の納付意識の高さを勘案すると、申立人が昭和59年5月から60年3月までの保険料を過年度納付しながら、申立期間の過年度保険料を納付しないのは不自然であると考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 12 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 3 月
② 昭和 54 年 12 月から 55 年 3 月まで

私は、昭和 49 年 3 月に A 市に引っ越してから国民年金の加入手続をした。同市で B 業務従事者として働いていた時、事業主から受け取る給料のうち国民年金保険料に相当する額の現金を事業主の妻に渡して保険料納付を依頼していた。59 年 7 月に結婚するまで上記の方法で保険料を納付していたのに、申立期間だけ未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 3 月に A 市で国民年金の加入手続を行い、同年 3 月から結婚した 59 年 7 月まで、事業主の妻に毎月、国民年金保険料を手渡して納付してもらっていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和 50 年 1 月であることが同手帳記号番号払出簿から確認でき、払出時点において、申立期間①の保険料は過年度納付が可能であり、申立期間②の保険料は現年度納付が可能であることが分かる。

また、申立人は、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間の保険料を完納していることから納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間②については、4 か月と比較的短期間であり、同期間の前後を通じて生活状況に変化が無く、事業主の妻が同期間のみ保険料を納付しなかったと考えることは不自然である。

一方、申立期間①については、1 か月分のみを過年度納付したと考えることは不自然であり、また、事業主の妻が過年度納付したことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 12 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年3月まで

申立人の申立期間の納付記録は未納とされているが、同一期間の夫の納付記録は申請免除となっている。これは夫の年金手帳の昭和40年度国民年金印紙検認記録欄に免除印が押されていたので、同期間が申請免除期間であったことが判明し、平成19年11月7日に申請免除に記録が訂正されたものである。

申立期間当時、夫はA業務従事者で、申立人は夫の仕事を手伝っており、夫婦は同一の家計であった。申立期間については、夫が国民年金保険料の納付に支障をきたし免除の申請をしたものであるから、配偶者である申立人についても同様の理由で夫が免除の申請をしていたはずである。

申立人の昭和40年度の国民年金納付記録は未納から申請免除と記録を訂正することを求めます。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間と同一期間における申立人の夫の納付記録が免除となっているのであれば、自身も免除されているはずであると申し立てしているところ、その夫の昭和40年度の納付記録が未納から申請免除に記録訂正されていることが社会保険庁の記録により確認できる。

また、申立期間当時、夫婦が自宅にてA業務を営み、生活状況に変化は無かったと申立人の子は陳述しているところ、申立期間直前の昭和39年度は夫婦共に申請免除期間であることが特殊台帳により確認でき、申立期間についても

夫婦で免除の申請を行ったと考えるのが自然であり、申立人の夫の免除が認められるのであれば、申立人のみが免除を認められなかったとは考え難い。

なお、申立期間と同一期間における申立人の夫の納付記録の一部（昭和 40 年 8 月から 10 月まで）は、厚生年金保険加入期間となっているが、これは、平成 19 年 11 月の記録統合により生じたものである。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から同年3月まで

昭和44年3月に国民年金加入手続を行った。加入手続をしたころに、私が会社を辞めた42年3月から44年3月までの25か月分の国民年金保険料を、母が集金人に納付してくれたことをはっきりと覚えている。ところが25か月のうち、43年1月から同年3月までの3か月分だけが未納とされており納付できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失し、国民年金被保険者資格を取得した昭和42年3月以降、満60歳で同資格を喪失するまで、申立期間の3か月を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付し、また、49年4月に厚生年金保険被保険者の夫との婚姻に伴う強制加入から任意加入への変更手続も速やかに行っており、申立人の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人の独身時代の保険料を納付していたとされる申立人の母は、昭和36年4月の国民年金被保険者資格を取得して以降、満60歳到達により同資格を喪失するまでの保険料をすべて納付しており、この母の納付意識も高いものと考えられる。

さらに、申立人は、実母が納付組織の集金人に申立期間の保険料を納付したとしており、この保険料は申立ての納付時期からすると過年度保険料と考えられるところ、A市は、申立期間当時、申立人が居住していた同市B地区において納付組織による保険料の収納が行われており、また、納付組織においては集金人が過年度保険料を預かった例を本件以外にも聞いたことがあるとしているなど、申立人の陳述とは符合する。

加えて、申立人の所持する国民年金手帳の昭和42年度印紙検認記録欄をみ

ると、各月の押印欄にはすべて「預」という印が押されているものの、申立期間についてのみこの「預」の押印が取り消されていることが確認できるところ、上述の納付組織では過年度保険料を預かっていたこともあると聞いているとするA市の説明及び申立人の詳細な陳述内容を考え合わせると、年金手帳の上記の事蹟は、過年度保険料を預かった時に「預」の印が押されたものの、行政若しくは納付組合による何らかの事務的過誤により、取り消しの事蹟が残されたと考えるのが自然である。

このほか、申立期間は3か月と短期間であり、納付意識が高い申立人の実母が、25か月のうちの3か月だけを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年6月まで

申立期間の国民年金保険料については、市役所の職員が自宅兼店舗に3か月に一度集金に来ていたので、店番をしていた夫が納付していた。何度も集金に来ていたので、申立期間の6か月分だけ納付できていないことは無いはずである。申立期間の保険料が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、市役所の職員が自宅兼店舗に3か月に一度集金に来ていたので、店番をしていた申立人の夫が納付してくれていたと申し立てしているところ、市役所では平成13年度末まで集金人による収納業務を行っており、納付単位は昭和62年3月までは3か月単位であり、申立内容と符合している。

また、申立人は、申立期間当時の保険料納付方法について、別の店舗を操業していた申立人の夫が、自宅兼店舗に遅くとも20時には帰ってきて、集金人に保険料を納付していたと陳述しているところ、当時、市役所の集金人はサービス業を行っている被保険者の都合に合わせ、休日・夜間にも集金業務を行っていたことから、陳述内容は当時の事情と符合している。

さらに、申立人の国民年金保険料納付記録をみると、申立期間の6か月を除き474か月に渡る国民年金被保険者期間に未納期間は無く、申立期間前後の保険料を現年度納付していることからみて、申立期間の6か月分の保険料のみを未納のまま放置しておいたとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から42年3月まで

結婚前は、母がA市で保険料を支払って来ていました。昭和37年12月に結婚しその後は、B市で主人の保険料と一緒にC会長の奥さんが自宅に集金に来られ毎月支払って来ました。しかし、記録では同年11月から42年3月までが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年12月に結婚して以降は、夫婦二人分の保険料を集金人に現年度納付していたと申し立てている。

そこで、一緒に納付していたとする申立人の夫の加入手続時期をみると、B市において昭和41年度に夫婦連番で手帳記号番号が払い出されていることが同払出簿から確認できる。この場合、申立期間のうち、過年度期間となる昭和37年11月から41年3月までの間について、夫婦二人分の保険料を集金により現年度納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。また、この期間について、一緒に納付していたとする夫の記録も未納となっている。

一方、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの間についてみると、一緒に納付していたとする申立人の夫は納付済みの記録となっている。また、これに継続する期間について、夫婦の納付記録をみると、納付済期間、未納期間を含め夫婦同様の納付形態であったことが社会保険庁の記録から確認できる。これらの点を踏まえると、この期間については、夫婦二人分の保険料を現年度納付していたとする申立人の陳述に明らかな不合理はみられず、申立人の夫と同様に納付していた可能性も否定できない。

なお、申立人の手帳記号番号についてみると、夫婦連番で払い出されたもの

とは別に、結婚前の昭和 36 年 3 月に A 市において払出しを受けていることが同払出簿の記録から確認できる(2つの手帳記号番号は平成 8 年 5 月に統合済み)。また、申立人の納付記録をみると、申立期間直前の A 市在住中の保険料は納付済みであることが確認でき、結婚前は申立人の母親が納付していたとする申立人の陳述と符合する。この場合、この手帳記号番号によって、申立期間の保険料は現年度納付が可能であったものの、その場合、継続的に保険料を納付していたにもかかわらず、昭和 41 年度に、新たに夫と連番で払出しを受けたこととなり不自然さは否めず、申立期間について、この手帳記号番号による保険料納付は無かったと考えるのが相当である。

このほか、申立期間のうち、昭和 37 年 11 月から 41 年 3 月までに係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで

当時、契約をしていた会社の事務担当の女性に毎月保険料を渡し、納付してもらっていました。現在はこの会社も無く、事務担当の女性とも付き合いが無いので当時の詳細なことは不明ですが、確定申告等の事務もしてもらっており、この期間だけ納め忘れる事は考えられないです。

しかし、記録では、昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの分が未納とされており納得がいけないです。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、当時の契約先の事務員に託し、納付してもらっていたと申し立てている。

そこで、申立人の納付記録をみると手帳記号番号払出時点の昭和 55 年 4 月以降については、国民年金加入期間 348 か月のうち、申立期間を除く 345 か月は納付済みであることが社会保険庁の特殊台帳及び電算記録から確認でき、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間前後の納付記録をみると、直前の昭和 55 年 4 月から 56 年 12 月までの 21 か月分の保険料納付については定期的に口座振替により現年度納付がされており、直後の 57 年 4 月から 58 年 9 月までの 18 か月分は定期的な現年度納付、それに続く同年 10 月から 59 年 3 月までの 6 か月分は社会保険庁からの催告を受け、同年 10 月に過年度納付されていることが社会保険庁の特殊台帳及び市の収滞納記録から確認できる。さらに、申立期間については昭和 57 年度に催告を受けている形跡が特殊台帳の記録から確認できる。

これらの点を踏まえ、申立人の納付意識の高さに鑑みると、申立人が申立

期間に係る納付勧奨を看過^{かんか}するとは考え難く、申立期間については過年度納付がなされたものとするのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年9月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年9月から13年3月まで

私は、20歳となると同時に、国民の義務として国民年金保険料の納付を始めた。学生のため母に加入手続をしてもらい、母に保険料を預け、母が金融機関若しくは市役所の窓口で納付してきた。

平成12年9月から13年3月までの7か月間が、免除申請をしていないにもかかわらず全額免除期間とされている。

無職で無収入の時でも納付してきたのに、仕事があり安定して収入があった時に免除申請するわけが無い。免除とされていることに納得ができない。

私は、保険料を納付しています。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、無職であっても、母親に保険料を預け、母親が申立人の保険料を納付してきたと申し立てているところ、納付記録をみると、申立期間を除き保険料を完納し、厚生年金保険との切替手続も適切に行われていることから、申立人及びその母親の年金制度に対する関心は高いものと考えられる。

また、申立人及び同居家族全員の保険料を納付していたとする母親の納付記録をみると、国民年金加入以降、60歳期間満了まで保険料を完納している。また、父親も60歳期間満了になる最終月を除き未納が無く、平成14年まで同居していたという申立人の兄も、申立期間は納付済みである。

さらに、申立人及びその母親は、これまで免除申請を行ったことは一度も無いと陳述しており、申立人のみが申立期間の7か月について申請免除とされる理由も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から同年6月まで

当初、上記期間を含む昭和53年10月から54年6月までの9か月分が未納と記録されていたが、53年10月から54年3月までの6か月分の領収証書が出てきたので、社会保険事務所で納付済みに記録訂正してもらった。

残りの3か月についても、納付書で納付しているはずである。当時は、私は自営業を営んでおり、商売も順調だった上、夫は会社員であったので、経済的に余裕があり、そこだけ納付していないことなどあり得ない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年5月23日にA市からB市へ転居しているが、申立人の所持する53年10月から54年3月までの過年度保険料の領収証書をみると、転居5日後の同年5月28日に納付していることが確認できる。また、その申立人住所が転居後のB市であることから、当該納付書は、転居後のB市役所において発行されたものと考えられ、その窓口で、過年度納付書のみを発行し、現年度保険料である申立期間の納付書を発行しないことは考え難い。

一方、申立人の納付記録をみると、昭和50年度、51年度及び55年度において、各年度替わりの1月から3月までの保険料を過年度納付しているが、いずれも数か月以内の早い時期に納付しており、直後の4月以降の保険料をすべて現年度納付していることが確認できる。

このような申立人の納付行動からすると、申立期間の保険料についても、現年度納付したものと考えるのが自然である。

また、申立人は、申立期間の3か月を除き、未納が無く、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間直前の期間について、申立人の所持する領収証書に基づき、

記録が訂正されていることから、これに近接する申立期間の納付記録にも誤りがある可能性も否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年9月まで

私は20歳から60歳まで保険料を納付していたはずなのに、年金受給手続のため社会保険事務所へ行った際、18か月が未納と聞かされて驚いた。その時は、満額の年金を受けるには高齢任意加入すればよいとの説明を受けたので、事情がよく分からないまま任意加入し、借金までして不足する月数の保険料を納付した。しかし、どうしても納得がいかず、その後、申立期間の領収書を提示して記録の訂正を求めたが、これが時効後の納付のため、納付と認められず、保険料を還付すると言われた。納付した証拠があるのに、それが認められず、今になって還付すると言われても納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を一括して納付した昭和45年5月19日付けの領収証書を所持しており、それが還付された事実は認められないことから、申立人が、時効により納付できない申立期間の保険料を納付し、長期間にわたり国庫歳入金として扱われていたことは明らかである。

また、申立人は、その当時、申立期間の保険料とともに未納であった昭和44年12月から45年3月までの過年度保険料も同じ金融機関で同時に納付していることが所持する領収証書により確認できる。2通の領収証書ともに同一の筆跡であることから、同じ行政機関窓口において同時に発行されたものと認められるが、納付日である同年5月19日が特例納付の実施期間中でないことを理由に、時効により納付できない申立期間の保険料のみ納付を認めないのは信義則に反するものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの国民年金の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 11 月及び同年 12 月
② 昭和 48 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 62 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 47 年 11 月に会社を退職してすぐに私が A 市役所で国民年金の加入手続を行い、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付し始めた。

しかし、社会保険庁の記録では、昭和 47 年 11 月及び同年 12 月は国民年金の未加入期間とされ(申立期間①)、48 年 1 月から同年 3 月までの期間(申立期間②)及び 62 年 1 月から同年 3 月までの期間(申立期間③)は付加保険料が納付されたことにされていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間②及び申立期間③を除く昭和 48 年 4 月から平成 4 年 9 月までの期間は付加保険料も納付しており、申立人の納付意識が高かったものと考えられる。

ところで、申立期間③については、A 市では申立期間③当時、定額保険料と付加保険料を一緒に一つの納付書により納付する仕組みであり、申立期間③前後の国民年金保険料については付加保険料も納付されていることから、納付意識が高かった申立人が定額保険料のみを納付し、付加保険料を納付しなかったとは考え難く、申立期間③についても、付加保険料を含む保険料を納付していたと考えることが自然である

また、申立期間③は 3 か月と短期間である上、申立期間③の前後を通じ、申立人の住所に変更は無く、申立人は仕事など生活状況に大きな変化は無かったとしている。

一方、申立期間①については、任意加入被保険者は加入時点において以前の未加入期間の保険料をさかのぼって納付することが制度上できないところ、申立人は昭和48年1月10日付けで任意加入被保険者資格を取得していることが社会保険庁の記録及びA市の被保険者名簿により確認でき、申立人は、この資格取得時点において申立期間①の保険料を納付することができない。

また、申立期間②については、付加保険料は納付を申し出た以前にさかのぼって納付することが制度上できないところ、申立人は昭和48年4月28日に付加保険料の納付を申し出ていることが社会保険庁の記録及びA市の被保険者名簿により確認でき、申立人は、この申出時点において申立期間②の付加保険料を納付することができない。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料や周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年1月から同年3月までの国民年金の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの国民年金の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 53 年 1 月に会社を退職してすぐに国民年金の加入手続を行い、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付し始めたが、申立期間の付加保険料が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間を除く昭和 53 年 1 月から平成 4 年 9 月までは付加保険料も納付しており、申立人の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間当時、A 市では、定額保険料と付加保険料を一緒に一つの納付書により納付する仕組みであり、申立期間前後の保険料については付加保険料も納付されていることから、納付意識が高い申立人は申立期間についても、付加保険料を含む保険料を納付していたと考えることが自然である。

さらに、申立期間は 3 か月と短期間である上、申立期間の前後を通じ、申立人の住所に変更は無く、申立人は仕事など生活状況に大きな変化は無かったとしている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年6月までの期間、41年4月から同年6月までの期間及び44年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年6月まで
② 昭和41年4月から同年6月まで
③ 昭和44年4月

国民年金制度が開始された昭和36年に、私の妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。

妻は、夫婦二人分の国民年金保険料を毎月自宅に来る女性の集金人に支払い、年金手帳に検認印を押してもらっていた。

昭和36年4月から同年6月までの期間（申立期間①）、41年4月から同年6月までの期間（申立期間②）及び44年4月（申立期間③）の私の保険料が未納とされているが、夫婦二人分の保険料を納付していた妻の同一期間の保険料は納付済みであり、納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行うとともに、夫婦二人分の国民年金保険料を毎月自宅に来る女性の集金人に支払い、年金手帳に検認印を押してもらっていたと申し立てている。

そこで、申立人及びその妻の納付状況をみると、申立人の国民年金加入期間中の保険料は、申立期間①、②及び③の合計7か月を除き、すべて納付済みであり、申立人の妻の保険料も、老齢基礎年金の満額受給に必要な期間の保険料をすべて納付済みであり、夫婦二人分の保険料を納付していたとされる申立人の妻の納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間①、②及び③はいずれも短期間である上、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は昭和36年7月1日に連番で払い出されており、夫

婦と一緒に夫婦二人分の保険料を納付する意思が有ったと考えられるところ、すべての申立期間と同一期間の申立人の妻の保険料は納付済みであり、納付意識の高い申立人の妻が自身の保険料と一緒に申立人の申立期間①、②及び③の保険料も納付していたとみても不自然ではない。

さらに、すべての申立期間当時、A市では、集金人が印紙検認方式で保険料を集金しており、申立内容と符合する。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月

私が35歳になった昭和53年ごろ、A市役所で国民年金の加入手続を行った際に、20歳からの国民年金保険料をさかのぼって納付できると言われたが、一括して納付することはできなかつたので、何回かに分割して納付することとした。

昭和50年12月の1か月分の保険料のみが未納とされているが、A市役所で渡された納付書により私自身が郵便局又は銀行で20歳からの保険料を分割してすべて納付した。

保険料を分割納付した回数や申立期間の保険料の具体的な納付時期は覚えていないが、納付することができた保険料はすべて納付しているはずであり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の納付状況を見ると、申立人の国民年金保険料は、申立期間の1か月を除き、20歳から60歳に至るまですべて納付済みであり、申立人の納付意識が高かつたものと考えられる。

また、申立人の20歳到達月から申立期間直前の昭和50年11月までの期間及び申立期間直後の51年1月から同年12月までの期間の保険料は、特例納付されていることが特殊台帳により確認でき、申立期間の保険料だけが未納となっていることは不自然であり、申立人は、申立期間の保険料も特例納付していたとみるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月から同年10月まで

私が20歳になると、親が国民年金の加入手続をしてくれた。加入後は父親が私の保険料を含め地域の集金人に保険料を納めていた。両親は保険料をすべて納付しているのに、私の4か月間の保険料が未納とされているとは思えない。

第3 委員会判断の理由

申立人は、申立人が20歳になった際、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立人が結婚するまでの間の保険料を申立人の父親が納付してくれていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金保険料の納付記録をみると、申立期間を除くすべての保険料は納付済みとなっている。また、申立期間当時、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親及び母親について未納期間はみられないなど、申立人を含め納付意識の高さがうかがえる。

次に、申立人の加入記録をみると、国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和39年10月26日であることが同払出簿から確認できる。この場合、申立期間の保険料は集金人に納付することができる現年度納付期間である。また、申立人の母親の検認記録をみると、同年10月の保険料を同年11月21日に納付したことが市の被保険者台帳から確認でき、申立人の同記号番号が払い出された後の同年10月の保険料について、納付手続が行われなかったのは不自然である。

さらに、申立期間は4か月と短期間である上、申立人の父親が20歳となった申立人の加入手続を行い、最初の現年度保険料の納付手続の際、申立期間の保険料を未納のままにすることは考え難く、申立人家族の納付意識の高さに鑑みれば、申立期間についても納付があったものとするのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年2月及び同年3月
② 平成10年6月から11年2月まで

申立期間①について、私は平成4年12月ごろに国民年金に加入しました。この時点で、さかのぼって納付が可能な3年1月から4年3月までの保険料を一括して納付することができなかつたため、同年4月からの現年度保険料と1か月分ずつ併せて2か月分を毎月納付してきたのに未納とされています。領収証書は残していませんが、これまで二回、年金記録が訂正されたこともあり、申立期間についても抜け落ちていると思うので納付済期間として認めてください。

申立期間②について、免除申請をした期間は平成10年9月から11年2月までであり、10年6月から同年8月までは納付したような気がします。ただし、納付した月の定かな記憶は無いので、申立期間の保険料納付の有無について調査してください。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金記録をみると、申立期間を除き、平成3年1月からの保険料について、厚生年金保険と国民年金の資格変更手続を適切に行い、保険料の未納期間は無いことが確認できる。

そこで、申立期間①について、市の被保険者名簿を見ると、申立人が平成5年1月5日に国民年金の加入手続を行った上で、3年1月から4年1月までの保険料を各月ごとに継続して過年度納付していること、同年4月から5年3月までの保険料を現年度納付していることが確認できる。

一方、社会保険事務所の納付記録をみると、申立期間①の直前の平成4年1月が未納期間から納付済期間に、同年2月が納付済期間から未納期間に市の記録に照らし記録訂正されているなど、申立人の記録管理が適切に行われていなかったことが見受けられる。

これらの状況から、申立期間①は過年度保険料の最後の2か月であり、申立人の納付意識の高さを鑑^{かんが}みると、申立期間①についても継続して納付があったものと考えるのが相当である。

次に、申立期間②について、申立人は平成10年6月から11年2月までの間をすべて免除申請した記憶は無く、記憶は定かでないが10年6月からの数か月間は保険料を納付したと思うので免除期間となっている当該期間を調査してほしいと申し立てている。

そこで、申立人の免除記録をみると、平成10年6月から11年3月までの間を10年7月31日に免除申請していること、厚生年金保険の資格取得に伴い11年3月の免除期間について免除を取消していることが確認できるほか、免除期間の保険料を追納した記録は見当たらなかった。

また、市の被保険者名簿も同様の記録となっており、当該期間を免除期間と管理していた市では、申立期間②の現年度保険料を収納することはできない。

さらに、申立人は、納付をめぐる記憶が定かではなく、申立期間②の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年5月21日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年1月から34年10月16日まで
② 昭和40年5月21日から同年8月21日まで

私は、申立期間①はB社で勤務してG業務を行っており、申立期間②はA社でH業務従事者として勤務していたが、社会保険庁の記録によると、これらの期間が空白とされているので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年5月21日付けでC社から関連企業であるA社に転籍したことから、申立期間②はA社において在職していたと申し立てしているところ、申立人と同様にC社からA社に転籍した複数の同僚から、申立人は、申立期間②にA社で在職していたとの陳述が得られたほか、同社からは「C社とA社は関連会社で、後に合併しており、同一会社の関係にあったことから、連続雇用していたと思われる。」との回答が得られたことなどから、申立期間②の同社での在職が推定できる。

また、上記複数の同僚からは、「自分は転籍しても継続して給与は支給され、社会保険料も控除されていた。」「申立人も申立期間②に厚生年金保険に加入していた。」との陳述が得られた。

さらに、これらの同僚からは「C社はA社のD部門として別会社になっていただけであり、両社は一体で資金は全面的にA社の援助を受けていた。両社間の転籍に関しては、正式な辞令も無く、せいぜい異動程度であったから、それ

に伴い、社会保険料控除が無かったとは考えられない。」「A社は労働組合も活発に活動していたので、従業員が両社間での異動があったからと言って厚生年金保険等に加入していないとは考えられない。」との陳述が得られた。

加えて、後にA社で部長になった同僚に照会したところ「私及び私の妻も同社で勤務していたが、私の年金記録は一部期間が空白期間となっているほか、妻の記録は全期間が空白期間となっていることから、つい先日も同社に抗議の電話をしたところであった。当時在職していた事務員がいい加減であったに違いない。」との陳述が得られたことから、C社とA社の事業所別被保険者名簿から申立期間同時に両社間を転籍した者の資格の取得及び喪失日を照査したところ、申立人を含む複数名の者に資格の取得及び喪失日の重複及び異動に伴う空白期間が確認でき、当時のA社における資格の取得及び喪失手続に何らかの事務的過誤があったことがうかがわれる。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

さらに、申立期間②に係る標準報酬月額については、社会保険庁の昭和40年8月の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、申立人に係る雇用保険の記録における資格取得日は厚生年金保険の記録と一致しており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同日と記録したとは考え難いことから、事業主は昭和40年8月21日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月から同年7月までの分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間①におけるB社での在職について、申立人は、同社でI業務をしており、同社には協力事業所としてE社が出入りしていたと申し立てているところ、申立期間①当時に在職していた複数の社員から「同社には、F業務等を行っていた総合事務所があり、そこにE社が出入りしていた。」との符合する陳述が得られたものの、申立人の在職について確たる陳述は得られなかった上に、同社でF業務を行っていた社員に照会を行ったものの、申立人の在職については分からないとの回答があった。

また、同社からも「当時の従業員名簿等の関連資料をすべて精査したが、申立人の名前を見つけることができず、在職を確認することはできなかった。」との回答があり、当時の事情を明らかとすることはできなかった。

さらに、申立人が上司であったとする者の氏名も同社の記録からは確認できなかったほか、申立人は同社での在職時期について「昭和32年から34年ごろまで在職していた。」また、入社時期について「32年の途中であった。」と陳述しているなど、在職期間についての記憶が曖昧であるほか、給与からの保険料

控除についても記憶が無いとしている。

なお、念のため、申立人が、協力事業所であるE社で被保険者資格を取得していたか否かについても各種氏名検索を行ったが、該当する記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和37年10月3日に、資格喪失日に係る記録を38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月3日から38年4月1日まで

私は、A社に本社採用の正社員として入社し、昭和37年7月11日から58年9月30日に退社するまで継続して勤務していた。

申立期間については、A社B支社の管轄下にあったC支店で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に本社採用の正社員として入社し、申立期間中もA社B支社の管轄下にあったC支店で継続して勤務していたと申し立てしているところ、同社提出の在職期間証明書の記載内容（入社年月日昭和37年7月1日、退社年月日58年9月30日）から、申立期間の在職が確認できる上、同社から、「申立人は正社員であり、厚生年金保険についても、在職中は被保険者として保険料控除していたはずである。」との陳述が得られたことから、申立期間に係る厚生年金保険料も継続して控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の申立期間前後の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、仮に事業主から申立人の申立期間に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務

所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 37 年 10 月から 38 年 3 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和22年4月1日に、資格喪失日を24年1月22日に訂正するとともに、同社C支店における資格取得日に係る記録を同年1月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、昭和22年4月は90円、24年1月は5,400円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和24年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和22年4月1日にA社に入社し、60年1月31日に退職するまで同社に継続して勤務し、その間厚生年金保険に加入していた。

しかし、社会保険庁の記録では、同社B支店での厚生年金保険被保険者の資格取得日が入社1か月後の昭和22年5月1日とされている。また、24年1月22日付けで同社B支店から同社C支店に異動したが、同社B支店での資格喪失日が同年1月31日、同社C支店での資格取得日が同年2月1日とされており、厚生年金保険の加入記録に1月の空白期間が生じている。毎月の給料から社会保険料が控除されていたと思うので、加入記録の訂正を行ってほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社での在籍については、同社の職歴証明書及び労働者名簿により、申立人は同社に昭和22年4月1日から60年1月31日まで継続して勤務しており、24年1月22日付けで同社B支店から同社C支店に異動したことが確認できる。

また、申立人が同社に同期入社した者として名前を挙げた11名のうち、生年

月日等から同期入社であったと確認できる7名の同社各支社での厚生年金保険の資格取得日は、すべて昭和22年4月1日となっている。

さらに、合併により同社を継承したD社では、当時の関連資料が無く申立期間に係る資格得喪手続等の状況は不明であるものの、正規社員については入社日から退職日まで厚生年金保険に継続して加入させる取扱いとしているので、申立人の被保険者資格の取得及び喪失手続に関し、当時事務手続上の過誤が生じた可能性も否定できないと陳述している。

加えて、申立期間②については、同一企業内の事業所間異動であることから、給与から保険料を控除されていたと考えるのが自然である。

以上の事情により、申立人は申立期間①はA社B支店に、申立期間②は同社C支店に勤務し、それぞれ厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと考えるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店の被保険者名簿における昭和22年5月の記録、同社C支店の被保険者名簿における24年2月の記録から、22年4月は90円、24年1月は5,400円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているものの、上記のとおり事業主による事務手続上の過誤があったことがうかがわれるほか、申立期間②について事業主が資格喪失日を昭和24年2月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所が誤って同年1月31日と処理したとは考え難いことから、事業主がA社B支店における資格取得日を22年5月1日、資格喪失日を24年1月31日として届け出るとともに、同社C支店における資格取得日を同年2月1日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る22年4月及び24年1月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付すべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和26年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は4,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月1日から同年6月1日まで

私は、A社に昭和26年4月1日に入社し、1か月間の試用期間後の同年5月1日に本採用され、同社B支店に配属された。所持している厚生年金保険被保険者証をみると、資格取得日は「昭和26年5月1日」と記載されているのに、社会保険庁の記録では、資格取得日は同年6月1日とされている。A社における厚生年金保険被保険者資格取得日を厚生年金保険被保険者証に記載されている日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店に係る被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳索引票には、同社における申立人の厚生年金保険資格取得年月日は昭和26年6月1日と記されている。

しかし、申立人は、昭和26年5月1日を資格取得年月日とする厚生年金保険被保険者証を所持しており、この資格取得年月日は、A社における雇用保険の被保険者資格取得日及び同社から提出された在籍期間証明書並びに採用辞令（写し）に記されている本採用年月日のいずれとも一致している。

ところで、申立人に係る厚生年金保険被保険者証及び厚生年金保険被保険者台帳索引票並びにA社B支店の事業所別被保険者名簿にそれぞれ記されている申立人の資格取得年月日については、C社会保険事務局ではどれが正当の記載であるかを特定することができないとしており、また、A社も申立てどおりの届出及び納付を行ったかどうかについては不明と回答している。

このことについては、A社B支店が、申立人の昭和26年5月1日正式採用

に伴う被保険者資格取得日を誤って同年6月1日と社会保険事務所に届け出たところ、行政側が誤って同年5月1日とする被保険者証を交付するという二重の事務的過誤が発生したと考えるよりも、同社は同年5月1日に資格を取得とする正当な届出を行ったところ、社会保険事務所が被保険者証には正当の資格取得年月日を記したものの、被保険者名簿及び台帳索引簿には誤った資格取得月日を記した、行政側のみにおける単一の事務的過誤であったと考えるのが妥当である。

なお、いずれにしても、一つの行政機関がそれぞれの帳票に異なる資格取得日を記したことは事実であり、申立期間当時、行政機関側に事務的過誤があったことに疑いの余地は無い。

また、A社B支店の事業所別被保険者名簿をみると、申立期間の翌年である昭和27年5月1日に被保険者資格を取得している者が2人いる一方、同年6月1日に被保険者資格を取得している者がいないことから、申立期間当時の同社B支店では申立人の本採用日である26年5月1日を資格取得日とする届出を行ったと考えるのが自然である。

加えて、現在のA社の担当者は、本採用時から厚生年金保険料の控除が始まったと思うと陳述している。

これらの事情を総合的に判断すると、事業主は、申立てどおり、申立人が昭和26年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店における被保険者資格取得時である昭和26年6月の社会保険事務所の記録から、4,500円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、昭和56年4月から57年3月までは15万円、同年4月から58年3月までは16万円、同年4月から同年6月までは17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、昭和56年4月から58年6月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から58年6月まで
社会保険庁の記録では、昭和56年4月から58年6月までの分の標準報酬月額が実際の給与額よりも低い金額にされている。会社に賃金台帳が残っており、保険料控除額が証明できるので標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額については、A社から提出された賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、昭和56年4月から57年3月までの期間については15万円、同年4月から58年3月までの期間については16万円、同年4月から同年6月までの期間については17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は賃金台帳で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出していないと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、昭和56年4月から57年3月までは13万4,000円、同年4月から58年6月までは14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、昭和56年4月から58年6月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から58年6月まで
社会保険庁の記録では、昭和56年4月から58年6月までの分の標準報酬月額が実際の給与額よりも低い金額にされている。会社に賃金台帳が残っており、保険料控除額が証明できるので標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額については、A社から提出された賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、昭和56年4月から57年3月までの期間については13万4,000円、同年4月から58年6月までの期間については14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は賃金台帳で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出していないと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、昭和56年4月から57年3月までは13万4,000円、同年4月から58年6月までは14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、昭和56年4月から58年6月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から58年6月まで
社会保険庁の記録では、昭和56年4月から58年6月までの分の標準報酬月額が実際の給与額よりも低い金額にされている。会社に賃金台帳が残っており、保険料控除額が証明できるので標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額については、A社から提出された賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、昭和56年4月から57年3月までの期間については13万4,000円、同年4月から58年6月までの期間については14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は賃金台帳で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出していないと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、昭和56年4月から57年3月までは18万円、同年4月から58年3月までは19万円、同年4月から同年6月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、昭和56年4月から58年6月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から58年6月まで
社会保険庁の記録では、昭和56年4月から58年6月までの分の標準報酬月額が実際の給与額よりも低い金額にされている。会社に賃金台帳が残っており、保険料控除額が証明できるので標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額については、A社から提出された賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、昭和56年4月から57年3月までの期間については18万円、同年4月から58年3月までの期間については19万円、同年4月から同年6月までの期間については20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は賃金台帳で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出していないと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、昭和56年4月から58年3月までは26万円、同年4月から同年6月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、昭和56年4月から58年6月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から58年6月まで
社会保険庁の記録では、昭和56年4月から58年6月までの分の標準報酬月額が実際の給与額よりも低い金額にされている。会社に賃金台帳が残っており、保険料控除額が証明できるので標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額については、A社から提出された賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、昭和56年4月から58年3月までの期間については26万円、同年4月から同年6月までの期間については28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は賃金台帳で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出していないと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、昭和56年4月から58年3月までは26万円、同年4月から同年6月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、昭和56年4月から58年6月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から58年6月まで
社会保険庁の記録では、昭和56年4月から58年6月までの分の標準報酬月額が実際の給与額よりも低い金額にされている。会社に貸金台帳が残っており、保険料控除額が証明できるので標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額については、A社から提出された貸金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、昭和56年4月から58年3月までの期間については26万円、同年4月から同年6月までの期間については28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、貸金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は貸金台帳で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出していないと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から同年3月までの期間、46年1月から同年3月までの期間及び同年10月から49年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月から同年3月まで
② 昭和46年1月から同年3月まで
③ 昭和46年10月から49年12月まで

結婚後、国民年金保険料の支払いはすべて妻に任せていた。昭和46年ごろ、集金日に家を留守にしていたら、次は3ヵ月後にしか集金人が来てくれないので、妻が「近所に来るついでのと看で良いから、間をあけずに集金に来てほしい。」と頼んだところ、「こっちはボランティアで来ているんだから、1回抜けたら自分で役所に支払いに行くのが当然。」と言われ、「だったら、もう来なくて良い、自分で支払いに行く。」と妻が言葉を返した後、集金人が来なくなり、夫婦共に保険料未納の状態になった。昭和50年2月又は同3月にA市で家を新築し、引っ越してしばらく経ったところ(1年後なのか数年後なのかは分からない)、市役所から電話がかかってきて、「今だったらさかのぼって年金保険料を全部支払えるから支払ったらどうか、自営業だから、この機会を逃さないでがんばって支払っておけば将来安心ですよ。」という説明を妻が受け、まとめて支払うことにした。すると数日後に、未納期間を簡条書きした書類と納付書が市役所から送られてきて、妻が郵便局から13万円から14万円を振り込んだ。領収書は残っていないが、未納分はその時まとめて全部支払ったので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、特例納付をしたのは、新築した家に転居した昭和50年2月又は同年3月以降であると申し立てていることから、同年3月から同年12月まで

の間に第2回目の特例納付制度を利用したと仮定した場合、特例納付した後に2年を超える期間、再び保険料を納付しなかったことになり、「まとめ払いした後はすべて納付している。まとめ払いをした後は、口座振替によって保険料を納付した。」とする申立人の妻の陳述と矛盾し、また、第3回目の特例納付制度を利用したと仮定すると、申立人夫婦は、保険料の現年度納付を再開した後に特例納付を行ったことになるが、「まとめ払いをしたのは、年金保険料を支払っていない状態のときだった。」という申立人の妻の陳述内容と矛盾することから、特例納付実施期間中に保険料納付を行ったとは考え難い。

また、申立人の妻は特例納付した金額を13万円から14万円であったと陳述しているが、それが一人分であったか二人分であったかについての記憶は曖昧である上、第2回目及び第3回目のいずれの特例納付制度を利用した納付金額とも相違するほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

さらに、申立人に係る特殊台帳をみると、昭和51年度国民年金保険料の未納に対し、52年度に納付催告したとの記録があるほか、昭和50年1月から52年3月までの27か月分の保険料を53年1月にその妻と共に過年度納付していることが確認できる。

加えて、申立人の妻は「まとめ払いをしたのは1回だけだった。」とも陳述しており、平成19年に社会保険事務所で教示されるまで、過年度納付したことを認識していなかったとも陳述していることから、過年度納付と特例納付を混同している可能性もうかがわれる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの期間及び同年10月から49年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から同年3月まで
② 昭和46年10月から49年12月まで

20歳前に結婚したが、夫は既に国民年金に加入して保険料を納付していたので、私も20歳になるとすぐ加入し、私が夫の分と一緒に夫婦二人分の年金保険料を納付していた。昭和46年ごろのことだったと思うが、集金日に家を留守にしていたら、次は3ヵ月後にしか集金人が来てくれないので、「近所に来るついでのと看で良いから、間をあげずに集金に来てほしい。」と頼んだところ、「こっちはボランティアで来ているんだから、1回抜けたら自分で役所に支払いに行くのが当然。」と言われ、売り言葉に買い言葉で「だったらもう来なくてよい、自分で支払いに行く。」と言った。その後、集金人が来なくなり、私も市役所まで納付しに行くことは無かったので、夫婦共に保険料未納の状態になった。50年2月又は同年3月にA市で家を新築し、引っ越してしばらく経ったころ(1年後なのか数年後なのかは分からない)、市役所から電話がかかってきて、「今だったらさかのぼって年金保険料を全部支払えるから支払ったらどうか、自営業だから、この機会を逃さないでがんばって支払っておけば将来安心ですよ。」という説明を受け、「がんばって支払います。」と答えた。すると数日後に、未納期間を箇条書きした書類と納付書が市役所から送られてきた。夫の記載行と金額が私より少し多かったことをよく覚えている。郵便局から13万円から14万円を振り込んだ。領収書は残っていないが、未納分はその時まとめて全部支払ったので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、特例納付をしたのは、新築した家に転居した昭和50年2月又は同年3月以降であると申し立てていることから、同年3月から同年12月までの間に第2回目の特例納付制度を利用したと仮定した場合、特例納付した後に2年を超える期間、再び保険料を納付しなかったことになり、「まとめ払いした後はすべて納付している。まとめ払いをした後は、口座振替によって保険料を納付した。」とする申立人の陳述と矛盾し、また、第3回目の特例納付制度を利用したと仮定すると、申立人夫婦は、保険料の現年度納付を再開した後に特例納付を行ったことになるが、「まとめ払いをしたのは、年金保険料を支払っていない状態のときだった。」という申立人の陳述内容と矛盾することから、特例納付実施期間中に保険料納付を行ったとは考え難い。

また、申立人は特例納付した金額を13万円から14万円であったと陳述しているが、それが一人分であったか二人分であったかについての記憶は曖昧である上、第2回目及び第3回目のいずれの特例納付制度を利用した納付金額とも相違するほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

さらに、申立人に係る特殊台帳をみると、昭和51年度国民年金保険料の未納に対し、52年度に納付催告したとの記録があるほか、昭和50年1月から52年3月までの27か月分の保険料を53年1月にその夫と共に過年度納付していることが確認できる。

加えて、申立人は「まとめ払いをしたのは1回だけだった。」とも陳述しており、平成19年に社会保険事務所で教示されるまで、過年度納付したことを認識していなかったとも陳述していることから、過年度納付と特例納付を混同している可能性もうかがわれる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年1月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月から同年7月まで

私は、会社を退職する度に、A市役所に行って、国民年金と国民健康保険の手続を行っていた。手続すると、納付書が郵送されてくるので、妻が金融機関に行って支払っていた。

申立期間の前後にも同じような期間があるのに、ここだけ記録が無いというのはおかしい。妻は税金など支払義務のあるものは、支払わないと気になって仕方がない性格であるので、申立期間が未納とされていることはあり得ない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職する度に、市役所で国民年金に切替え、妻が納付書で夫婦二人分の保険料を納付してきたと申し立てている。

そこで、社会保険庁の記録をみると、平成10年1月の退職に伴い、翌年の11年8月24日に申立人に対し加入勧奨が行われていることが確認できることから、申立人は、少なくとも申立期間中において国民年金への切替手続を行っていないことが分かる。

また、申立人夫婦の納付記録をみると、共に平成12年9月28日及び同年10月31日に、それぞれその時点で納付が可能であった10年8月分及び同年9月分の保険料を過年度納付していることが確認できる。したがって、申立人は12年9月ごろに切替手続を行ったものと推定され、その時点において、申立期間の保険料は、夫婦共に時効により納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年1月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月から同年7月まで

私の夫は、会社を退職する度に、A市役所に行って、国民年金と国民健康保険の手続を行っていた。手続すると、納付書が郵送されてくるので、私が金融機関に行って支払っていた。

申立期間の前後にも同じような期間があるのに、ここだけ記録が無いというのはおかしい。私は税金など支払義務のあるものは、支払わないと気になって仕方がない性格であるので、申立期間が未納とされていることはあり得ない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、会社を退職する度に、市役所で国民年金に切替え、申立人が納付書で夫婦二人分の保険料を納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の夫の記録をみると、平成10年1月の退職に伴い、翌年の11年8月24日に夫に対し加入勧奨が行われていることが確認できることから、申立人の夫は、少なくとも申立期間中において国民年金への切替手続を行っていないことが分かる。

また、申立人夫婦の納付記録をみると、共に平成12年9月28日及び同年10月31日に、それぞれその時点で納付が可能であった10年8月分及び同年9月分の保険料を過年度納付していることが確認できる。したがって、申立人の夫は12年9月ごろに切替手続を行ったものと推定され、その時点において、申立期間の保険料は、夫婦共に時効により納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から56年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年5月から56年12月まで

私は、昭和50年5月に20歳になると同時に、A市役所に行って国民年金の加入手続をした。当時は勤めていたA市のB店の寮に住んでおり、毎月8万円から10万円を貯金していた。また、55年8月からはC市に住み、58年11月に結婚するまで同額程度の貯金を続けており、貯金をするために毎月月末に銀行に行った際に、国民健康保険料及び国民年金保険料を納付していた。国民年金加入手続、納付書の様式、保険料額など詳しいことは覚えていないが、50年5月から55年7月まではA市で、同年8月から56年12月まではC市で国民年金保険料を納付していた。

しかし、申立期間の保険料が未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和50年5月にA市役所で国民年金の加入手続をするとともに申立期間の保険料を銀行で納付したと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の手帳記号番号は申立期間後の57年3月1日にC市で申立人の弟及び友人と連番で払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号によっては、申立期間のうち、54年12月以前の保険料は時効により納付できない。また55年1月以降の保険料についてはさかのぼって納付することは可能であるものの、毎月銀行で納付書により納付したとの申立内容と符合しない。

そこで、申立人についてほかの手帳記号番号が払い出された可能性について検討したが、申立人の昭和50年5月当時の住民票はD県E市にあり、A市に異動したのは51年5月であることから、申立内容と符合しないほか、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査等によっても申立人にほかの手帳記号番号

が払い出された形跡・事情等は見当たらなかった。

また、申立人は国民年金加入手続及び住所変更手続、申立期間の保険料の納付方法、納付金額等についての記憶が不明確であり、申立期間の保険料を納付した事情等を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から46年3月まで

国民年金の加入手続については、時期は覚えていないが自宅で集金人に行ってもらった。申立期間の保険料は夫と夫婦二人分を毎月、男性の集金人に納付し、年金手帳に印鑑を押してもらっていた。

国民年金への加入は国民の義務であり、老後のことを考えて一生懸命に保険料を納めてきた。妹にも国民年金への加入を勧め、自分の子供の保険料もしっかり納めてきた私が途中で保険料納付を止めることはない。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を集金人に納付したと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の手帳記号番号は昭和41年6月1日にその夫と連番で払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号によっては申立期間のうち、39年4月から41年3月までの保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできず、申立内容と符合しない。

また、申立人は申立期間の保険料は、夫の分と自身の分を一緒に毎月集金人に納付したと申し立てているが、申立人の夫の納付記録をみると、申立期間の一部（昭和39年4月から43年3月まで）を含む昭和36年4月から43年3月までの保険料を第3回特例納付期間中に15回に分けて特例納付していることが確認でき、同年4月から46年3月までの保険料は未納となっている。

さらに、申立人の昭和36年4月から38年8月までの保険料は納付済みとなっているが、これは第3回特例納付制度により53年9月11日に一括納付されたものであり、当該期間と申立期間後60歳に到達するまでの納付済期間とを合わせると、国民年金の受給資格に最低必要な300月となる。他方、申立人の

夫は56歳の時に死亡しているが、前記の特例納付による納付済月数（84月）と46年4月から60歳到達時までの保険料を完納した場合の月数（204月）とを合わせると288月となり、国民年金の受給資格に必要な276月（申立人の夫は昭和3年4月生まれであるため、特例により受給資格期間は23年に短縮される。）を上回っている。

以上のことから、申立人は、その夫と共に第3回特例納付期間中に特例納付を行った時点では昭和46年3月以前の保険料は未納となっており、未納期間のうち、60歳到達時までの保険料を完納したとしても年金受給資格を満たすのに不足する期間分についてのみ特例納付を行ったと考えるのが自然である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から40年3月までの期間及び57年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月から40年3月まで
② 昭和57年4月から同年8月まで

私の国民年金の加入手続については、母が昭和36年6月ごろにA市で自分の分と一緒に行ってくれた。

加入当時、私は自営業を営んでおり、国民年金保険料は当時の経理担当者に納付してもらっていたが、昭和38年にA市からB市に母親と引っ越してからは、母親が納付してくれていたと思う。

昭和42年に婚姻してからは妻が私の分の国民年金保険料を自分の分と一緒に納付してくれていたが、57年ごろからは口座振替により私の銀行口座から夫婦二人分の保険料を納付するようにした。

しかし、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年6月ごろにA市において申立人の母親と一緒に国民年金に加入し、申立期間①の保険料は、申立人の母親が自身の分と併せて納付してくれたと申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は同年6月26日にその母親と一緒に払い出されていることが、手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人の母親のこの期間に係る保険料は納付済みとなっている。

しかしながら、申立人が所持している国民年金手帳の検認記録欄をみると、申立期間①の該当箇所には検認印が押されていない。また、申立人は、申立期間直後の昭和40年4月から42年3月までの保険料を43年2月2日に過年度

納付していることが申立人の所持している納付書・領収書から確認できることから、同年2月時点において運用上さかのぼって納付することが可能な時期までの保険料を一括して納付したことがうかがわれる。

さらに、申立人は申立期間①の保険料納付に直接関与しておらず、納付を担っていたとする申立人の母親は既に他界しているため、申立人から納付をめぐる事情等を汲み取ろうとしても新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

次に申立期間②について、申立人は、口座振替により夫婦二人分の保険料を納付したと申し立てているが、B市の国民年金被保険者名簿をみると、当該期間の検認記録は空欄となっており、特殊台帳には昭和58年に催告が行われた記録が見られる。

また、申立人の所持している納付書・領収書及び特殊台帳により、申立人は申立期間②の直前の期間である昭和57年1月から同年3月までの保険料を同年8月9日に過年度納付していることが確認できる。

さらに、申立人と一緒に申立期間②の保険料を納付したとされる申立人の妻の納付記録をみると、昭和57年1月から同年8月までの保険料が未納となっている。

以上のことから、申立人及びその妻の昭和57年1月から同年8月までの保険料は現年度納付されず、このうち申立人の同年1月から同年3月までの保険料のみ過年度納付されたと考えるのが自然である。

このほか申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から44年3月までの期間、49年4月から同年6月までの期間及び50年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から44年3月まで
② 昭和49年4月から同年6月まで
③ 昭和50年7月から同年9月まで

私が20歳になったときに母親が国民年金の加入手続をし、保険料を自宅に来ていた集金人に納付してくれていたと聞いている。また、昭和46年に結婚してからは、私が夫の分と私の分を一緒に国民年金保険料を納付書により銀行又は市役所で納付していた。しかし、申立期間①、②及び③の保険料が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったときに母親が国民年金の加入手続をし、申立期間①の国民年金保険料を自宅に来ていた集金人に納付してくれたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年5月14日に払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号によっては、申立期間①の保険料は過年度保険料となるため、集金人に支払ったとする申立内容と符合しない。

また、申立人は申立期間①の国民年金保険料は母親が納付してくれたとしており、申立人自身は保険料納付に直接関与していない上に、申立人の母親は既に他界しているため保険料納付をめぐる具体的な陳述を得ることができなかった。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査や氏名検索を行ったが、申立人についてほかの手帳記号番号が払い出された形跡、事情等は見当たらず、このほか申立人が申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事

情等は見当たらなかった。

次に、申立人は、昭和 46 年 5 月に結婚して以後、自身がその夫と夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと申し立てているが、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は 53 年 12 月 12 日に払い出されており、夫の納付記録をみると、申立期間②及び③を含む 45 年 3 月から 53 年 3 月までの保険料が未納となっていることが確認でき、夫婦二人分を一緒に納付していたとする申立内容と符合しない。

このほか、申立人が申立期間②及び③の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 2347

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、昭和38年7月ごろに夫と一緒に夫婦二人の国民年金の加入手続きを行い、その際に集金人から今からでも36年4月にさかのぼって保険料を納付することが可能と言われたので、夫の分と一緒に昭和36年度及び37年度分の夫婦二人分の保険料を集金人に過年度納付するとともに、それ以降の保険料は定期的に集金人に納付していた。

しかし、申立期間の保険料が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年7月ごろに夫と共に夫婦二人の国民年金加入手続きを行うとともに、夫婦二人分について昭和36年度及び37年度の保険料を集金人に過年度納付し、それ以降の保険料は現年度で集金人に納付したと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人とその夫の手帳記号番号は昭和41年6月1日に連番で払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号によっては、申立期間のうち、38年12月以前の保険料は時効により制度上納付することができず、また、39年1月から40年3月までの保険料は過年度保険料となり、集金人に納付したとする申立内容と符合しない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査や氏名の別読み検索によっても、申立人にほかの手帳記号番号が払い出された形跡、事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人の夫は、昭和47年6月に申立期間に係る保険料を特例納付したことがA市役所の国民年金被保険者名簿により確認できる。この点について申立人は、市の職員から今さかのぼって納付しないと将来年金を受給できな

くなるおそれがあると言われたため、仕方なく納付したと陳述しており、その際申立人の納付記録については確認しなかったとしている。しかしながら、申立期間の保険料を夫婦二人分一緒に過年度納付及び現年度納付により納付しながらも、その後、市職員から言われるままに夫の分について特例納付し、その際に申立人自身の納付記録について確認しなかったとする申立人の陳述内容はいかにも不自然である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から47年3月まで

私の国民年金の加入手続については、昭和43年8月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、父が代わりに行ってくれ、申立期間の保険料も父が代わりに納付してくれていた。保険料額や納付方法、領収書を受け取ったかどうかなどはよく覚えていないが、44年又は45年ごろに、A市役所の職員から国民年金に加入しており保険料も支払っていると言われたことははっきり記憶している。

しかし、申立期間の保険料が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年8月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後に、父親が国民年金の加入手続をしてくれたと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の手帳記号番号は47年8月25日に払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号によっては申立期間のうち、44年12月以前の保険料は制度上納付することができない。そこで、申立人についてほかの手帳記号番号の払出しの有無について、手帳記号番号払出簿の縦覧調査等を行ったが、払出しの形跡及び払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

また、A市役所が保管している申立人に係る被保険者名簿でも、昭和47年8月25日に新規取得と記録されており、申立期間に係る納付記録も空欄となっている。

さらに、申立人は、申立期間の保険料はすべて父親が自分の代わりに納付してくれていたと申し立てており、申立人自身は保険料納付に直接関与しておらず、申立人及び申立人の父親から納付をめぐる事情等を汲み取ろうとしたが、

納付をめぐる具体的な状況等について明らかにすることができなかった。

このほか、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から39年3月までの期間及び同年5月から51年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年2月から39年3月まで
② 昭和39年5月から51年12月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和38年3月に市役所で行ったと思うが、よく覚えていない。申立期間のうち、49年3月に結婚するまでの国民年金保険料については、自分又は母が市役所の窓口で納付書により納付した。保険料納付に必要なお金は私の分は私が、母の分は私が渡していた生活費の中からそれぞれ捻出し、二人分を支払っていたと思う。また、仕事を一緒にしていた弟の分を含めた3人分の保険料を併せて支払っていた時期もあったと思うが、詳しくは覚えていない。結婚後の国民年金保険料は妻とは別に自分で納付していた。

昭和39年4月の1か月分の保険料を納付しただけで申立期間の保険料を納付しないことなどあり得えず、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年3月に国民年金の加入手続を行い、申立期間①の保険料を市役所の窓口で納付したと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の手帳記号番号は39年10月30日に払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号によっては申立期間①の保険料は過年度保険料となり、市役所の窓口では納付することはできない。そこで申立人についてほかの手帳記号番号払出しの有無について、手帳記号番号払出簿の縦覧調査、氏名の別読み検索などを行ったが、払出しの形跡及び払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

また、申立人は、昭和 49 年 3 月に結婚するまでの保険料は自身又は母親が納付していたとしており、結婚後は妻とは別々に納付していたと申し立てているが、納付時期、納付方法等について詳しく覚えていないとしており、申立人の母親は既に他界しているため、申立人から申立期間の保険料納付をめぐる具体的事情等を汲み取ろうとしても、新たな事情等を見いだすことはできなかった。

さらに、申立人の特殊台帳により、申立人が昭和 47 年に不在被保険者扱いとされ、その後、当該記録が取り消されたことが確認できることから、その時点までの保険料は未納であったと推定できる。

加えて、申立人は、仕事を一緒にしていた弟の保険料と併せて支払っていた時期もあったと思うと申し立てているが、申立人の弟の当該期間の保険料は未納となっている。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、母が私の将来のためを思って私の国民年金の加入手続を昭和36年4月にしてくれ、私を含めた同居の家族から渡されたそれぞれの国民年金保険料を当時自宅に来ていた集金人に、母が家族に代わって納付していたと母から聞いている。

母は、保険料を納付した際に台紙に領収印を押してもらっていたようである。

私は、当時A業をしており収入面で苦労は無く、毎月の給与の中から月額100円の国民年金保険料を家計費と一緒に母に渡していた。

母を通じて保険料を納付しているという意識があるので、申立期間を納付済みとして認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が、昭和36年4月に申立人に代わって国民年金の加入手続を行い、その後も、毎月自宅に来ていた集金人に対し国民年金保険料を納付してくれていたと申し立てている。

ところで、申立人が現在所持している国民年金手帳記号番号は、昭和38年8月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、この手帳記号番号では、申立期間の一部は現年度納付することができない期間である。

また、申立人が現在所持する手帳記号番号以外の手帳記号番号の払出しの有無について、氏名別読みによる検索及び手帳記号番号払出簿の内容を調査、確認したが、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されたことがうかがわれる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立期間当時、申立人及びその母と同居していたとされる申立人の弟についても、申立期間中に20歳に達しているものの、申立期間と重複する期間の保険料は未納である。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付手続に直接関与しておらず、保険料を納付していたとされる申立人の母は既に死亡しており、ほかに具体的な証言も得られず、当時の納付状況等は不明である。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から42年3月まで

私は、昭和37年ごろ、勤務していたA店の客から国民年金についての話を聞き、B市役所で加入手続をした。

保険料は月額300円ぐらいであったと記憶しており、昭和37年から42年ごろまで郵便局又は銀行で納付した。

昭和42年ごろ、当時の内縁の夫に「国民年金なんか支払っても値打ちが無い。」と言われて納付することを止めた。

申立期間について、納付記録が無く未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年ごろ、B市役所で国民年金の加入手続をし、42年ごろまで保険料を金融機関で納付してきたにもかかわらず、納付記録が無く未納とされているとして申し立てている。

そこで、申立人の国民年金への加入時期をみると、申立人の手帳記号番号は、昭和50年12月16日に払い出されていることが確認でき、この場合、この手帳記号番号により申立期間に係る保険料を納付することは時効により不可能である。

また、申立期間に係る保険料の納付は特例納付によることとなるが、申立人は基本的に毎月保険料を納付していたと陳述しており、特例納付についての記憶も曖昧である。

さらに、申立人は、郵便局又は銀行で保険料を納付していたとしているが、当時は印紙検認方式によっており、金融機関での納付は行われておらず、申立人の陳述とは符合しない。

加えて、申立人に係る別の手帳記号番号の払出しの可能性について、各種の

氏名検索を行ったが別の手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえなかった。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から51年3月まで

昭和47年5月に厚生年金保険資格を喪失後、すぐに妻がA市役所において国民年金の加入手続をしてくれた。

その後、昭和48年3月までは保険料を納付していなかったことは分かっているが、同年4月からは妻が保険料を納付していた。

当時、市役所から女性の集金人が来ており、保険料を支払っていたことに間違いはないと思っているので、未納とされていること納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年4月以降、国民年金保険料は妻が市の集金人に納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日についてみると、昭和51年9月30日であるため、払出日からすると申立期間のうち、48年4月から49年6月までの期間の保険料については、制度上納付することができず、同年7月から51年3月までの期間については、過年度保険料となるため保険料を集金人に納付することができない。

また、保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間のうち、B市に居住していた昭和48年4月から49年3月までの期間については保険料を納付していなかったと陳述しており、国民年金への加入手続時の状況、納付時の状況及び納付時期に関する記憶についても曖昧である。

さらに、申立人は、これまでに保有していた国民年金手帳は、昭和51年9月30日に払い出された手帳記号番号による国民年金手帳のみであるとしている。

加えて、他の国民年金手帳記号番号が払い出されていないかを調査するため、

氏名別読検索及び昭和46年4月から51年9月までの期間について手帳記号番号払出簿の縦覧点検を実施したが、ほかの手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から50年3月まで

私は、昭和49年9月に夫が会社を退職したとき会社の人に言われて国民健康保険と国民年金に加入した。

毎月だったのか2か月ごとだったのかは覚えていないが、保険料は私が銀行で納付書により納めていたので納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金への加入時期をみると、申立人の年金手帳記号番号は昭和36年3月28日に払い出されていることが同払出簿から確認できる。その後、申立人は、50年8月30日に40年4月1日までさかのぼって任意加入被保険者としての資格を喪失していることが、A市の国民年金被保険者名簿から確認でき、仮に申立期間の保険料が納付されていた場合、このような処理をするのは不自然である。また、このような処理を行った理由として、申立人が資格喪失の手続を行ったとみられる50年8月30日の時点において、申立人が満60歳に到達するまでの期間は246か月であり、これでは年金の受給資格要件を満たさないため、40年4月1日にさかのぼって資格を喪失することにより113か月のいわゆる「カラ期間」を加え、受給要件を満たすこととした可能性も否定できない。

さらに、この処理により申立期間は未加入期間となったことが、申立人の所持する年金手帳、A市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳から確認でき、この場合、制度上保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が国民年金の再加入の手続を行った時期は、昭和52年9月9日であることがA市の国民年金被保険者名簿から確認でき、49年9月1日に再加入の手続をしたとする申立人の陳述とは符合しない上、仮に50年8月

30 日の資格喪失時に申立期間の保険料を納付したとした場合は、過年度保険料となり社会保険事務所又は国庫金取扱金融機関で納付することとなるが、申立人は再加入の手続を行った際に市の年金担当窓口で保険料を納付したと陳述している。

その上、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別読みを含む氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年6月から15年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年6月から15年6月まで

会社を退職後、母に国民年金の加入手続をしてもらい、保険料の納付も母に任せていた。

会社に勤めていた平成5年3月から12年5月までの約7年間、毎月給与の一部を母に預けており、申立期間については、母がその中から国民年金保険料を納付してくれていた。

送られてきた国民年金の納付書は母に渡し、母が1年分の保険料をまとめて納付してくれていた。

母は、保険料を納付するごとに電話で連絡してくれており、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金への加入時期をみると、申立人の年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の加入年月日から、平成7年2月20日から同年3月15日までの間に、申立人の最初の年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。しかし、この手帳記号番号は申立人が厚生年金被保険者である期間に払い出され、まだその期間中である平成9年4月3日に取消処理がなされていることが確認でき、また、この手帳記号番号による保険料の納付記録は見当たらない上、申立人及びその母はこの手帳記号番号の記憶が無いとしていることから、この手帳記号番号による保険料の納付は無かったものと考えられる。

次に、申立人が現在所持している年金手帳の基礎年金番号は、厚生年金保険の番号であるため、申立人の国民年金への加入時期を年金手帳記号番号払出簿などから特定することはできない。

そこで、申立期間のうち、平成17年4月まで申立人が居住していたA市に

において国民年金被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は存在しない。また、申立人の保険料の納付状況を見ると、平成15年7月から16年2月までの期間の保険料は、A市からB市に転居した後の17年8月17日に過年度納付され、平成16年度の保険料は平成18年4月19日に過年度納付されていることが確認できることから、申立人はB市において国民年金の加入手続を行い、17年8月ごろ保険料の納付を開始したものとするのが自然である。この場合、申立期間は時効により、既に保険料を納付することのできない期間となっている。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、旧姓を含め氏名の別読み検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人は、国民年金への加入手続及び申立期間に係る保険料の納付について関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付を担っていた申立人の母のこれらに関する記憶はあいまいであるほか、申立期間は4年度、37か月に及び、これだけの期間行政側の事務的過誤が継続したとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名： 男
基礎年金番号：
生年月日： 昭和16年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間： 昭和36年6月から同年9月まで

昭和36年9月ごろ、資格試験取得に必要な書類をA市B区役所に取りに行った際、区の職員に国民年金の強制被保険者に該当するため加入するように言われ、区の窓口で国民年金の加入手続をした。

加入手続時に昭和36年6月から同年9月までの分の保険料を400円支払い、検認印を押した国民年金手帳を受け取った。

母が昭和36年10月に逝去し、私自身も同年12月ごろから体調が悪く、37年2月に入院し、同年10月ごろに退院した。苦しい時代のことでよく覚えているため、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年9月にA市C区役所で国民年金の加入手続を行い、その際、同年6月から同年9月までの期間の保険料を納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得できないとして申し立てている。

そこで、申立人の加入時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市C区を管轄するD社会保険出張所で払い出されていることが確認でき、A市B区で加入手続をしたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人の手帳記号番号は、昭和37年6月29日に払い出されていることが社会保険庁の記録から確認できる上、申立人の手帳記号番号前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の年金手帳は同年4月ごろに発行されたものと推測されるが、申立人は、年金手帳発行前の36年9月に納付したと陳述している。

なお、年金手帳が交付された昭和37年4月の時点において、前住所地に居住していた期間の未納分を前住所地で納付することの可否について、D社会保

険事務所に確認したところ、国民年金制度の発足当初は、市民の利便性の向上に資するため、要望があればA市C区に居住する者の保険料をA市B区(前住所地)が収納する取扱いも行っており、その際にはA市B区からA市C区に連絡するようになっていたとのことであった。このような納付の方法によったのではないかということも含め、加入時期、保険料の納付方法等を申立人に確認したが、申立人は、36年9月にA市B区で加入手続を行い、その際に同年6月から同年9月までの保険料を納付したと強く主張している。

さらに、別の手帳記号番号が存在する可能性について、D社会保険事務所においてA市B区及びA市C区の手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行うとともに、氏名の別読み検索を行ったが、手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から51年3月まで

私は、65歳から年金を受給しているが、その当時、社会保険事務所の担当からは未納となっている期間は教えてもらえなかったため、申立期間が未納とされているのは知らなかった。

私の妻が65歳になる前の平成19年ごろ、国民年金保険料を25年掛ければいくぐらいもらえるのかを社会保険事務所に照会したところ、私の国民年金加入期間のうち、昭和44年9月から51年3月まで未納であると言われた。

私の年金記録は、昭和44年9月から45年3月までは厚生年金保険加入期間となっているが、その当時勤務していた会社が厚生年金保険に加入していることを知らなかった。44年ごろ、2歳になる長男が病弱だったので、妻が市役所に行き、夫婦二人の国民年金の加入手続きをし、以降、妻が私の分の国民年金保険料も一緒に夫婦二人分を集金人に支払っていたので、未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の強制加入被保険者資格を取得した昭和44年9月から申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたと申し立てている。しかし、申立人の年金記録は、同年9月から45年3月までの期間は、厚生年金保険加入期間となっており、国民年金保険料は納付することはできないが、申立人は、勤務する会社が厚生年金保険に加入していたのを知らなかったため、妻が、その期間の夫の国民年金保険料分も一緒に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和51年7

月 1 日に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿から確認できる。この払出時点において、申立期間のうち、48 年 12 月以前の保険料は、制度上、納付することはできない。また、申立人の妻は、夫婦二人分の保険料を集金人に現年度納付していたが、過去の保険料を一括納付した記憶は無いと陳述していることから、申立人の納付は、51 年 4 月の現年度納付から始まったと考えるのが自然である。

なお、申立人の A 市被保険者名簿をみると、昭和 51 年 6 月 15 日に国民年金被保険者資格取得届を行い、44 年 9 月 1 日にさかのぼって強制加入被保険者資格を取得していることが確認でき、申立内容と符合しない。

さらに、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている可能性について、申立期間当時の払出簿をすべて調査するとともに、各種の氏名検索も行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

加えて、申立人に保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から51年3月まで

私は、65歳になる前の平成19年ごろ、国民年金保険料を25年掛ければいくらかもらえるのかを社会保険事務所に照会したところ、昭和44年9月から51年3月まで未納であると言われた。

昭和44年ごろ、2歳になる長男が病弱だったので、私が市役所に行き、夫婦二人の国民年金加入手続をした記憶がある。以降、夫の保険料と併せて夫婦二人分の保険料を集金人に支払っていたので、未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の強制加入被保険者資格を取得した昭和44年9月から夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和51年7月1日に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿から確認できる。この払出時点において、申立期間のうち、48年12月以前の保険料は、制度上、納付することはできない。また、申立人は、申立人の夫の保険料と一緒に夫婦二人分を集金人に現年度納付していたが、過去の保険料を一括納付した記憶は無いと陳述していることから、申立人の納付は、51年4月の現年度納付から始まったと考えるのが自然である。

なお、申立人のA市被保険者名簿をみると、昭和51年6月15日に国民年金被保険者資格取得届を行い、44年9月1日にさかのぼって強制加入被保険者資格を取得していることが確認でき、申立内容と符合しない。

さらに、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている可能性について、申立期間当時の払出簿をすべて調査するとともに、各種の氏名検索も行ったが、

申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

加えて、申立人に保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から44年3月まで

両親はきっちりした人で、姉が20歳になった時、母が国民年金の加入手続をしていますので、私が20歳になった時にも加入してくれているはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年9月ごろに母親が国民年金の加入手続を行い、同年9月以降、保険料も母親が納付していたと申し立てている。

そこで申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和44年4月28日であることが同手帳記号番号払出簿から確認でき、42年に加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

また、申立人の姉の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和37年3月7日であることが確認でき、国民年金制度が発足した36年に加入手続を行ったとする申立内容とも符合しない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の加入状況からA市が特別適用（職権適用）により払い出されたものと推定できることから、申立人の母親は、手帳記号番号の払出年度の昭和44年度から保険料納付を開始したと考えることが自然である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人に別の手帳記号番号が払い出された可能性について調査したが、申立人の記録は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私が必ず夫婦二人分の保険料を2か月又は3か月に1回、納付書で集金人に支払っていたのに、主人の分だけ納付済みとされ、私の分だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年に夫と共にA市で国民年金加入手続を行い、同年4月以降、夫の分と併せて二人分の保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和36年1月31日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、払出時点において申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能であることが分かる。

また、社会保険庁の納付記録をみると、申立人の夫は申立期間の保険料を納付済みであるのに対し、申立人は未納の記録となっている。

しかし、申立人の夫の特殊台帳をみると、申立期間当時は保険料が未納であり、後日過年度納付または特例納付されていることが推定でき、集金人に納付していたとする申立内容と符合しない。

また、申立期間直後の昭和40年4月から43年3月までの保険料については、夫婦共に免除申請が承認されていることが確認でき、申立期間当時も保険料納付が困難な状況であったことが推定できることから、夫婦共に未納であったと考えても不自然ではない。

さらに、昭和43年4月から47年3月までの夫婦の納付状況をみると、申立人の夫が現年度納付していることが特殊台帳から推定できるのに対し、申立人は特例納付していることが申立人の所持する同年6月12日付けの領収印のある領収証書から確認でき、常に夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立

内容と符合しない。

加えて、申立人の申立期間当時の記憶はあいまいであり、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年2月から8年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月から8年1月まで

平成8年12月、会社を退職後に健康保険の傷病手当金や任意継続の説明を聞きにA社会保険事務所に行った時に、国民年金保険料を2年間さかのぼって支払えるという話を職員から聞いた。それまで国民年金には関心がなかったが、60歳を過ぎて年金のことが気になってきたので、後日、2年分の保険料を一括してA社会保険事務所の2階で支払った。金額は24万円又は25万円だったと記憶している。国民年金保険料を納付したのはこの時だけである。納付したのは2年間さかのぼって納付できると聞いてから、そんなに日数は経っていない時期だったと思う。2年分一括して納付したのに、11か月分だけが納付済みとなっており、残りが未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した平成8年12月に、A社会保険事務所で未納となっていた国民年金保険料を2年分さかのぼって納付できることを教えられ、後日、2年分を一括して納付したと申し立てている。

そこで、A市の被保険者記録をみると、申立人は平成8年4月2日に初めて国民年金の加入手続きを行い、外国人が強制適用被保険者となった昭和57年1月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることが分かる。また、申立人は平成8年4月30日に申立期間直前の6年3月から7年1月まで（11か月分）の保険料を過年度納付していることが確認でき、8年12月に初めて過年度納付について知ったとする陳述と符合しない。

したがって、申立人は加入手続きを行った平成8年4月に、A市で過年度納付について教えられ、同年4月30日に過年度納付を行ったと考えられることか

ら、その納付金額が、既に納付済みとなっている11か月分であるのか、申立期間（12か月）を含めた23か月分であるのかが問題となる。

申立人は、平成8年5月2日に発行された申立期間と重なる7年4月から8年1月までの10か月分の過年度保険料の納付書（未使用）を所持していることから、少なくとも同年4月30日時点で23か月分の保険料を過年度納付したと考えることはできず、2年分を一括納付したとする申立内容と符合しない。

また、社会保険庁の納付記録をみると、平成9年7月9日に年金保険料の納付書が作成され、納付催告を行っていることが確認でき、納付書作成時点において過年度納付が可能な7年7月から8年1月までの期間が未納であったと考えることが自然である。

さらに、申立人が平成8年5月以降に申立期間の保険料を過年度納付したことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

加えて、申立人に別の手帳記号番号が払い出された可能性について調査したが、申立人の記録は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

私は、結婚した昭和42年ごろから夫とA業を営んでおり、はっきりした時期は覚えていないが、当時のお客様から勧められて国民年金の加入手続を行った。

保険料の金額や納付時期もはっきり覚えていないが、初めて集金人の訪問があった時から私が、夫婦二人分の保険料を店の近くの銀行又は自宅に来ていた集金人に1年分ぐらいまとめて納付することが多かったと思う。

保険料を納付するようになってから、おそらく夫と同じ期間についてずっと一緒に夫婦二人分の保険料を納付してきたと思うが、申立期間について、夫の記録は納付済みであるのに、私の記録が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、初めて集金人の訪問があった昭和48年2月に、集金人を通じて46年4月から48年3月までの夫婦二人分の保険料を一括納付したと申し立てている。

そこで、申立人が所持している申立人及びその夫の国民年金手帳をみると、それぞれの昭和47年度国民年金印紙検認記録欄すべてに昭和48年2月2日付けの検認の押印があることが確認でき、同年2月2日に夫婦二人分の保険料を一括納付したものと認められる。

しかし、申立人の夫については、所持している申立期間の国民年金保険料の領収証（預かり証）により、昭和47年度の国民年金保険料を一括納付した昭和48年2月2日にこれと併せて一括納付したことが確認できるが、申立人については同様の領収証が無く、夫と同様に過年度納付したことを確認できない。

また、申立人の国民年金手帳の昭和 47 年度国民年金印紙検認記録欄をみると、集金人が記載したものと推定できる申立人の夫の納付金額 1 万 1,700 円と申立人の納付金額 6,300 円の記述がみられることから、申立人が昭和 48 年 2 月に納付した保険料額は昭和 47 年度分 6,300 円のみであると考えることが自然である。

さらに、昭和 48 年 2 月当時の申立人の記憶はあいまいであり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から44年3月まで

私達夫婦は、昭和39年4月にA店を仮店舗において開業してすぐのころ、50歳ぐらいの女の集金人が来て、「二人分の国民年金の保険料をもらいます。」と言われたのがきっかけで、その時に初めて妻が夫婦二人分併せて1か月200円の保険料を納付した。

その時、国民年金の加入手続は無く、国民年金手帳あるいは領収書等何も交付されなかったが、そのことを私達夫婦は特に疑問にも思わず、役所のすることなので間違いがないと思っていた。

その後、昭和41年ごろまで、毎月同じ集金人が店に来たので妻が夫婦二人分の保険料を支払っていた。その集金人は、巾着袋の中に集金したお金を入れていたと思う。42年ごろからは、納付書を送るよう市役所に依頼し、納付書により銀行で毎月夫婦二人分の保険料を納付した。

昭和45年の春ごろ、私達夫婦にB市から「いつからC県に住んでいるか。」という内容の往復はがきが届いた。当時はこのはがきの意図が分からなかったが、その後の47年ごろに初めて国民年金手帳が送られてきた時に、それまで、手帳が交付されていなかったため、市において私達夫婦の年金記録を整理するためのものであると考えた。このことから申立期間については、保険料を納付したことが分かるので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年4月にA店を仮店舗で開業してすぐのころから集金人に国民年金保険料を納付し始めたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は46年10月ごろに夫婦連番で払い出されていることが社会保険事務所の記録により確認でき、この手帳記号番号払出日においては申立期間の保険料

は現年度納付することができず、集金人に保険料を現年度納付したとする陳述とは符合しない。

また、申立人夫婦の保険料を納付したとされる申立人の妻は、保険料を納付し始めた時点で国民年金の加入手続を行わなかった上、国民年金手帳の交付も受けず、領収書も受け取らなかったとしているほか、申立人の昭和44年4月から46年3月までの期間の保険料が過年度納付されていることがB市の納付記録により確認できるが、申立人の妻はこのことについても覚えていないなど、加入手続及び保険料納付に関する記憶はあいまいである。

さらに、申立人の妻は、昭和39年から41年ごろまでは集金人に、42年ごろからは納付書により銀行で保険料を納付したとしているところ、B市では、納付書の発行は49年から希望者に対して行っており、それ以前は納付書による収納は行っていなかったとしており、申立人の陳述内容とは符合しない。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の内容調査及び氏名別読み検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当らなかった。

このほか、申立人は、それまで国民年金手帳の交付を受けたことは無かったが、昭和47年ごろにB市役所から郵便で国民年金手帳が送られてきて、その手帳には手帳交付前の期間である46年4月から同年12月までの期間について印紙が貼付されかつ検認印が押されていることから、申立期間についても手帳は交付されずに市において年金記録の管理を行っていたはずであるとしているところ、B市では年金手帳を交付せずに年金記録の管理を行うことは無いとしている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から46年3月まで

私達夫婦は、昭和39年4月にA店を仮店舗において開業してすぐのころ、50歳ぐらいの女の集金人が来て、「二人分の国民年金の保険料をもらいます。」と言われたのがきっかけで、その時に初めて私が夫婦二人分併せて1か月200円の保険料を納付した。

その時、国民年金の加入手続は無く、国民年金手帳あるいは領収書等何も交付されなかったが、そのことを私達夫婦は特に疑問にも思わず、役所のすることなので間違いがないと思っていた。

その後、昭和41年ごろまで、毎月同じ集金人が店に来たので私が夫婦二人分の保険料を支払っていた。その集金人は、巾着袋の中に集金したお金を入れていたと思う。42年ごろからは、納付書を送るよう市役所に依頼し、納付書により銀行で毎月夫婦二人分の保険料を納付した。

昭和45年の春ごろ、私達夫婦にB市から「いつからC県に住んでいるか。」という内容の往復はがきが届いた。当時はこのはがきの意図が分からなかったが、その後の47年ごろに初めて国民年金手帳が送られてきた時に、それまで、手帳が交付されていなかったため、市において私達夫婦の年金記録を整理するためのものであると考えた。このことから申立期間については、保険料を納付したことが分かるので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年4月にA店を仮店舗で開業してすぐのころから集金人に国民年金保険料を納付し始めたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は46年10月ごろに夫婦連番で払い出されていることが社会保険事務所の記録により確認でき、この手帳記号番号払出日においては申立期間の保険料

は現年度納付することができず、集金人に保険料を現年度納付したとする陳述とは符合しない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された可能性について、手帳記号番号払出簿の内容調査及び氏名別読み検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当らなかった。

また、申立人は、保険料を納付し始めた時点で国民年金の加入手続を行わなかった上、国民年金手帳の交付も受けず、領収書も受け取らなかったとしているほか、申立人の夫の昭和44年4月から46年3月までの期間の保険料が過年度納付されていることがB市の納付記録により確認できるが、申立人はこのことについても覚えていないなど、加入手続及び保険料納付に関する記憶があいまいである。

さらに、申立人は、昭和39年から41年ごろまでは集金人に、42年ごろからは納付書により銀行で保険料を納付したとしているところ、B市では、納付書の発行は49年から希望者に対して行っており、それ以前は納付書による収納は行っていなかったとしており、申立人の陳述内容とは符合しない。

加えて、申立人は、それまで国民年金手帳の交付を受けたことは無かったが、昭和47年ごろにB市役所から郵便で国民年金手帳が送られてきて、その手帳には手帳交付前の期間である46年4月から同年12月までの期間について印紙が貼付されかつ検認印が押されていることから、申立期間についても手帳は交付されずに市において年金記録の管理を行っていたはずであるとしているところ、B市では年金手帳を交付せず年金記録の管理を行うことは無いとしている。

このほか、申立期間のうち、昭和44年4月から46年3月までの2年間については申立人の夫の保険料のみが単独で過年度納付されているところ、この夫の過年度納付については、申立人の夫は手帳記号番号払出時点で37歳であったことから、年金受給権を満了するために35歳の時に当たる44年にさかのぼって保険料を過年度納付したものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から48年3月まで

昭和46年ごろだったと思うが、A市の住宅に住んでいた30代半ばごろ、私は会社員の妻で専業主婦であったが老後に漠然とした不安を感じ始めたので、国民年金に任意加入した。

中年の女性の集金人に月額500円程度の国民年金保険料を納付し始めたのは、任意加入手続をした月からであったことは鮮明に覚えている。

ところが、平成19年に社会保険事務所に年金記録照会をしたところ、国民年金の資格の取得が私の記憶より遅い昭和47年4月1日となっており、また、その資格の取得から起算して1年間の保険料が未納とされていることが分かった。私は間違いなく加入手続をした月から納付したと思うのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年6月ごろに払い出され、申立人は任意加入被保険者の資格を47年4月1日にさかのぼって取得していることが社会保険庁の記録により確認できるが、申立人の任意加入手続はこの手帳記号番号払出時期からみて、早くとも48年4月ごろに行われたものと推定できる。

また、申立人は、加入手続日の属する月からの保険料を納付したことを鮮明に覚えているとする一方、昭和48年3月以前についてさかのぼって保険料を納付した記憶は無く、また、申立期間のうち、46年12月から47年3月までの期間は資格取得日より前の未加入期間であることから制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、名前の「*1」を、正確な「*2」以外で読み間違えら

れたことに起因して、基礎年金番号に統合されていない記録が有るのではないかとしていることから、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている可能性について、複数の氏名別読み検索（姓を「*3」と名を「*4」とそれぞれ組み合わせて読む検索）などを行ったが、別の手帳記号番号が払い出されている事情は見当たらなかった。

加えて、申立期間の保険料納付を示す関連資料（家計簿等）も無く、保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

なお、国民年金の任意加入は、制度上、強制加入と異なりさかのぼって被保険者資格を取得することは無く、加入手続時点で同資格を取得することになる。

ところが、申立人の資格取得日については、社会保険庁の記録によると、手帳記号番号払出日から推定される加入手続時点ではなく、これよりもさかのぼった昭和47年4月1日と記録され、この結果、申立人の納付記録については、同年4月1日から本来資格取得日とすべきであった48年4月の前月までの1年間は保険料未納期間と記録されたものと推定される。

このことについては、社会保険事務所は誤った事務処理であるとしており、このことが、「加入手続をした月から保険料の納付をしていたことを鮮明に覚えている。」とする申立人を混乱させ、年金記録確認第三者委員会への申立てに至らしめたものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から46年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から46年6月まで

私は、昭和43年4月ごろ、夫が勤務していた会社の業績が低迷し、将来に不安を感じ、A市役所に出向いて自分で国民年金の任意加入手続をした。

その後、自宅に来る市の集金人に国民年金保険料を私が欠かさず納付し、申立期間の保険料は月額400円ぐらいだったと記憶している。

B市に転居した昭和46年6月以後も任意加入を継続し、保険料を納付した。

それにもかかわらず、申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年4月ごろ、国民年金の任意加入手続を行った後、現年度の国民年金保険料をA市の集金人に納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は47年5月に払い出され、申立人は任意加入被保険者資格を同年3月9日に取得していることが社会保険事務所の記録により確認できることから、申立期間は被保険者資格取得日以前の未加入期間であるため、制度上保険料を納付することができない。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の内容確認及び複数の氏名別読み検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されている事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は、申立期間を通じて保険料は同じ額であったと陳述しているところ、その陳述する額は、申立期間のうちの昭和43年4月から45年6月までの実際の保険料とは相当乖離^{かいり}している。

加えて、申立人は、当初、夫の勤める会社が経営危機となり、自分の年金

を少しでもほしいという気持ちから、夫に無断で国民年金に任意加入したと陳述していたが、この加入時期や加入動機については後日、夫の会社で問題が起っていた時に加入したとするなど陳述が変遷し、申立人の記憶は曖昧である上、B市へ転居後の昭和47年4月に、再び任意加入手続を行ったとするなどその陳述は不自然である。

このほか、申立期間は延べ39か月と長期間であり、申立期間の保険料納付を示す関連資料（家計簿等）が無く、保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から54年3月まで

私は、国民年金の加入手続についてはっきり覚えていないが、昭和55年2月ごろに私がA市役所に出向き国民年金の加入手続をしたと思う。

加入手続をした時に窓口の職員から、「さかのぼって未納期間の国民年金保険料を支払えるのは今年までです。今で良かったですね。」と言われ、その時に未納期間の保険料をさかのぼって納付する手続をしたかどうかは覚えていないが、帰宅後、妻に市役所の職員の言葉を話したことは妻が覚えている。

未納期間の保険料の納付書は、その後、その年の納付書と一緒に何枚か送られてきていたので、当時手持ちのお金から納付に必要な額を用意し、妻が銀行か郵便局で納めたと思う。未納期間の保険料の納付書は何枚かの納付書に分かれていたように思うが、1枚の納付書に記されていた納付額は10万円を超える金額ではなかったと思う。

20歳までさかのぼって未納分を支払ったと思うので、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年2月に国民年金加入手続を行ったときに20歳までさかのぼった申立期間の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料が無い上、申立人は、国民年金加入手続及び保険料納付手続は妻が行ったと当初陳述していたが、その後自身で行ったと陳述を変えるなど保険料納付に関する記憶は曖昧である。

また、申立期間の保険料額について、100万円ぐらいだったと申立人が陳述しているところ、申立人の保険料を納付したとする妻は1枚の納付書の額が

10万円を超えることはなかったとしつつも、納付した総額を覚えていないなど、当時の保険料納付をめぐる状況は曖昧である。

さらに、申立期間の保険料は特例納付により納付することになるが、申立人の妻は、申立期間の保険料の納付書は現年度保険料の納付書と同じ様式のもものがB市役所から現年度の納付書に同封され送られてきたとしているところ、この申立人の妻の陳述は当時の特例納付書の様式及び同納付書の送付方法などとは符合しない。

加えて、申立期間は141か月と長期間である上、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和36年4月から41年3月までの期間及び43年1月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで
② 昭和43年1月から48年3月まで

昭和36年ごろ、A市C区役所の人に勧められて当時勤めていたB店で国民年金の加入手続きを行い、毎月、国民年金保険料を職場に来ていた女性集金人に納付していた。金額は確か100円で年金手帳に印鑑を押してくれていたと思う。

昭和43年にA市D区に引っ越してから、集金人が来られなくなり、保険料を納付できなかったが、50年ごろ、第二回特例納付制度を利用して銀行で7万円から8万円を一括納付した。当時同居していた元雇用主も同時期に特例納付しており、当時の事情はよく覚えている。

申立期間①及び②の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人は、昭和36年4月から女性集金人に保険料100円を納付し、国民年金手帳に印鑑を押してもらっていたと申し立てしているところ、同年4月から41年12月までの保険料額は100円であり、申立期間当時のA市の保険料収納方法は印紙検認方式であったことから、申立内容と符合する。

しかしながら、申立人は、昭和36年4月から39年7月まで勤めていたA市C区のB店で国民年金の加入手続きを行い、職場に来ていた女性集金人に毎月保険料を納付していたと申し立てしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は37年10月10日にB店の元雇用主と一緒に払い出されており、同年3月以前の保険料を集金人に現年度納付することができないほか、B店の元雇用主の申

立期間①の保険料も未納とされている。

また、申立人と元雇用主のこの手帳記号番号は後日削除されていることから、申立人が申立期間①の保険料を納付したものとは考え難い。さらに、申立人には昭和41年の適用特別対策事業により別の国民年金手帳記号番号が払い出されており、同年4月から42年12月までの保険料を納付していることが確認できるが、この手帳記号番号によって申立期間①の保険料を現年度納付することはできない。

次に、申立人は、昭和50年12月に第二回特例納付制度を利用して申立期間②の保険料7万円から8万円を銀行で一括納付したと申し立てているところ、申立人の特殊台帳をみると、48年4月から50年3月までの保険料1万9,050円を同年12月に過年度納付していることが確認でき、申立期間②の保険料を特例納付した場合の保険料額は5万6,700円であり、併せると7万5,750円となるため申立内容と符合する。

しかしながら、申立人は、同時期に元雇用主も保険料を特例納付したので当時の事情をよく覚えていると申し立てており、納付記録をみると、申立人と同居していた元雇用主は、昭和50年12月に、48年1月から50年3月までの保険料を過年度納付するとともに、44年4月から47年12月までの保険料を特例納付している一方、申立人は、48年4月から50年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できる。さかのぼって保険料を特例納付する場合、過年度納付が可能な期間については過年度保険料を納付するのが通常であるが、申立人は過年度納付が可能であった48年1月から同年3月までの保険料を過年度納付していないことからみて、申立期間②の保険料を特例納付したものとは考え難い。

また、元雇用主の納付記録をみると、受給資格期間を満たすために必要な期間だけさかのぼって保険料を納付していることが確認できるが、申立人は、昭和50年当時、保険料を過年度納付することで受給資格期間を満たすことができ、特例納付をする必要性は無かったことが確認できる。

さらに、申立人には昭和50年12月12日に新たな手帳記号番号が払い出されており、保険料を特例納付したとする同年12月の時点では36年4月までさかのぼって保険料を納付することも可能であり、また、41年4月から42年12月までの保険料を納付したことを申し出ていた場合、新たな手帳記号番号が払い出されることは無かったはずであることから、申立期間②の開始時期が43年1月からとされていることは不自然なものと考えられる。

このほか、申立人から申立期間の保険料納付をめぐる事情を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情等を見いだすことはできず、保険料納付を裏付ける資料等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの期間、43年1月から44年9月までの期間及び51年7月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から41年3月まで
② 昭和43年1月から44年9月まで
③ 昭和51年7月から52年3月まで

昭和40年3月又は同年4月に婚姻届を提出した時に、妻がA市役所で夫婦二人分の国民年金加入手続を行い、一緒に国民年金保険料を集金人に納付し始めた。

昭和42年4月ごろにB市に転居したが、妻が夫婦二人分の保険料を集金人に納付していた。その後も、妻が厚生年金保険から国民年金への切替手続をすべてしてくれており、申立期間③についても、会社退職後、妻が切替手続を行い、保険料を納付していた。妻の保険料が納付済みとされているにもかかわらず、私の申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、昭和40年3月又は同年4月ごろ、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金加入手続を行い、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を現年度納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を担っていた申立人の妻の納付記録をみると、昭和40年5月27日に旧姓で国民年金手帳記号番号の払出しを受け、同年4月から国民年金保険料を納付し始めており、以降の国民年金加入期間の保険料はすべて納付済みとされている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年7月27日に払い出されており、申立内容と符合しないほか、この手帳記号番号によっては、申立期間①の保険料を現年度納付することはできない。

また、申立人は、昭和40年3月又は同年4月に婚姻届を提出した時に申立人の妻が夫婦二人分の国民年金加入手続を行ったと申し立てているが、申立人の戸籍を見ると、婚姻日は手帳記号番号払出日と同日の41年7月27日とされていることから、申立人の妻が、婚姻後に夫婦二人分の保険料を納付し始めたと考えるのが自然である。

次に、申立人は、申立期間②について、昭和42年4月ごろにA市からB市に転居した後も、その妻が集金人に夫婦二人分の保険料を納付していたと申し立てているが、申立人の住民票を見ると、申立人は45年4月25日にB市に転入している記録が確認できる一方、申立人の特殊台帳には、44年4月1日に不在被保険者とされている。不在被保険者に対しては保険料の徴収業務は行われないことから、申立期間②の保険料が納付されていたものとは考え難い。

さらに、申立期間③について、申立人は、昭和51年7月16日に会社を退職後すぐにその妻が国民年金への切替手続をして、保険料を納付し始めたと申し立てているが、申立人はB市において、52年6月20日に新たな手帳記号番号の払出しを受け、同年4月からの保険料を現年度納付し始めていることが確認でき、この手帳記号番号によっては、制度上申立期間③の保険料を現年度納付することはできない。

加えて、申立人の妻は、夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたと申し立てているが、B市が保管している申立人及びその妻の保険料収滞納一覧表を見ると、記録が確認できる昭和52年度から58年度までの間、夫婦同一日に保険料を納付しているのは昭和52年7月から同年9月までの期間及び56年1月から同年3月までの期間の2回だけであり、申立内容と符合しない。

このほか、申立人は、申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、申立人及びその妻から申立期間の保険料を納付した事情を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの期間及び63年4月から平成2年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から61年3月まで
② 昭和63年4月から平成2年6月まで

申立期間①及び②については、ともに会社を退職後、市役所の窓口で国民健康保険と一緒に国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付したにもかかわらず、被保険者期間とされていないことは納得できない。保険料額は月に5,000円から6,000円ぐらいで、7,000円前後した時もあったように思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の保険料額について、5,000円から6,000円ぐらいで、7,000円前後した時もあったと申し立てているところ、申立期間①の保険料月額は6,220円から6,740円、また、申立期間②の保険料月額は7,700円から8,400円であり、おおむね一致している。

しかしながら、申立人は、申立期間①及び②について、会社を退職後、市役所の窓口で国民健康保険と一緒に国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を納付したと申し立てているが、社会保険庁の記録をみると、申立期間は国民年金未加入期間とされており、制度上、申立人が保険料を納付することは困難である。

また、申立人が別の国民年金手帳記号番号によって保険料を納付した可能性について、氏名検索、氏名の別読みによる検索及び国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立期間は2回51か月に及んでおり、これだけの長期間にわたり

行政が続けて事務処理を誤ることも考え難い。

このほか、申立人から、申立期間の保険料を納付した事情を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情等は見いだすことができなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から51年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から51年8月まで

私は結婚に伴い、昭和47年8月又は同年9月にA市へ転居してから国民年金保険料を納付し始めた。国民年金の加入手続を行った場所は、転居前のB市かA市かは定かではないが、A市へ転居してからは保険料を納付していた。A市に住んでいたころ、近くの郵便局に納付書を持って行き、保険料を納付していた記憶がある。夫も、A市に住んでいたころ、私が国民年金保険料を納付していたと思うと言ってくれている。納付していた保険料額ははっきりと覚えていないが、申立期間の保険料を納付したことは間違いないので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入している期間については、保険料をほぼ完納しており、種別変更手続も的確に行っている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年10月15日にA市から転居後のC市で払い出されており、同年9月28日を資格取得日として国民年金に任意加入していることが確認でき、申立期間は未加入期間とされている。国民年金に任意加入する場合はさかのぼって加入することができないため、この手帳記号番号によっては、制度上申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

そこで、申立期間の保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しの有無について、B市及びA市を管轄する社会保険事務所において、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び旧姓による氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料を近くの郵便局で納付した記憶があると陳述しているが、申立期間当時、A市においては、郵便局で現年度保険料を納付することはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月及び同年3月

会社を退職後、市役所で国民年金の手続をし、役所の窓口で保険料を納めたと思う。しかし、平成5年2月及び同年3月が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、市役所で国民年金の加入手続を行い、役所の窓口で保険料を納めたと申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、平成5年4月14日になされていることがA市の電算記録から確認できる。また、その際、当初は同年4月1日付けで資格を取得していることが社会保険庁の記録から確認できるとともに、9年7月に資格取得日を5年2月28日に記録訂正している同市及び社会保険庁いずれの記録においても確認できる。この場合、この記録訂正がなされるまでの間、行政側は申立期間を未加入期間として認識していたこととなり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、この記録訂正時点では、申立期間は時効により、既に保険料を納付することはできない期間になっている。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別読みによる氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかったほか、申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から48年6月までの期間、49年5月及び同年6月並びに61年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年9月から48年6月まで
② 昭和49年5月及び同年6月
③ 昭和61年4月から同年6月まで

私は職人で、昭和43年11月から個人事業主の元で仕事をしていたので、そのころに国民年金に加入したと思う。手続は妻が行ってくれて、保険料も納付してくれていた。しかし、申立期間について、妻が納付済みであるのに、私が未納とされているのは納付できない。

なお、最初の国民年金手帳は、60歳になる少し前か65歳になる少し前か、どちらだったか覚えていないが、社会保険事務所に年金額を聞きに行った時に渡して返してもらっていない。また、当時の家計簿も残っている。

第3 委員会の判断の理由

申立人の最初の手帳記号番号は、A市において昭和48年1月に夫婦連番で払い出されていることが、社会保険庁の同払出簿から確認できる。また、申立人の妻の納付記録をみると、申立期間①のうち、47年4月から48年6月までの期間並びに申立期間②及び③の保険料は納付済みであることが社会保険庁の記録から確認できる。

そこで申立期間①についてみると、手帳記号番号の払出時期が昭和48年1月であることから、43年11月ごろに妻が加入手続をしてくれたとする申立人の陳述とは符合しないほか、払出時点から2年強以前については、時効の成立により、既に保険料を納付できない期間になっている。

また、申立人が所持する家計簿をみると、昭和48年2月の頁に「国民年金4,650円」、同年3月の頁に「国民年金 1,650円」と記載されており、これら

の金額は、47年4月から同年12月までの期間及び48年1月から同年3月までの期間の一人分の保険料額と一致している。一方、この期間について申立人の妻は現年度納付であることが同人所持の年金手帳の印紙検認記録欄から確認できる。

次に、申立期間②についてみると、申立人は昭和48年7月に厚生年金保険に切り替わって以降、この期間を挟んで54年2月にB市へ転居するまでの間に、A市で国民年金に係る資格を再取得した形跡が無いことが、同市の被保険者名簿から確認できる。この場合、同市では、この期間について厚生年金保険期間として認識しており、保険料納付はなされなかったと考えるのが相当である。また、申立人が所持する家計簿の49年6月の頁をみると、「国民年金2,700円」と記載されているが、この金額は一人分の同年4月から同年6月までの保険料額と一致するとともに、この間の申立人の妻は現年度納付であることが申立期間①の場合と同様に確認できる。

さらに、申立期間③についてみると、申立人は、この期間直前の昭和60年9月1日付けで国民年金に係る資格を再取得していることが、社会保険庁の電算記録から確認できる。また、この期間直後の61年7月及び同年8月の保険料について、63年7月に催告を受け、同年9月に過年度納付したことが、申立人が所持する国庫金の納付書・領収証書から確認できる。当時、社会保険事務所では前々年度分の催告を行う場合、納付書送付月に時効が到来する期間は除外していたとしており、この納付書・領収証書に記載の無い申立期間③の保険料については、送付月の同年7月末に時効が到来することから催告しなかったものと推定できる。さらに、仮に昭和62年度に催告する場合、当時未納であった昭和61年4月から同年8月までの納付書を1枚で作成することとなり、申立期間③のみを納付したと考えるのは不自然である。

以上の点を踏まえると、申立期間①のうち、昭和47年4月から48年6月までの期間並びに申立期間②及び③については、申立人の妻のみ保険料を納付し、申立人については納付していなかったと考えるのが相当である。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、社会保険事務所において手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行い、また、氏名の別読みによる検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人は申立期間の保険料納付には直接関与しておらず、納付の状況は不明であるほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から50年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から50年2月まで

主人が会社を退職したことをきっかけに、昭和50年3月ごろに健康保険を国民健康保険に切り替えるため、A市役所に行き加入手続をしました。子供が小さかったので国民健康保険はいつ必要になるかわからないので市役所で手続を終えました。その時年金の手続をするように言われたので調べてもらうと未納期間があるとのことなのでまとめて支払いました。支払った金額はあまり大きな金額ではなかったように思います。

しかし、記録では、昭和47年2月から50年2月までの間が未加入とされており納得がいかないです。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、申立人自身がさかのぼって一括納付したと申し立てている。

そこで、夫婦の加入手続時期についてみると、申立期間より3年以上経過後の昭和53年4月5日に市において夫婦の被保険者名簿が作成されていることが確認でき、加入手続は同年3月下旬から作成日までの間になされたものと推定できる。また、この作成日は国民年金手帳記号番号払出簿の処理日である同年4月17日と整合している。この場合、夫が会社を退職した50年3月に加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しないほか、この手続時点では、申立期間の保険料については、時効の完成により、制度上、既に納付できない期間になっている。

さらに、夫婦の資格取得日についてみると、当初は、昭和50年3月21日付けで強制加入として届出がなされた形跡が市の被保険者名簿の記録から確認できる。この点については、正しくは夫の厚生年金保険資格喪失日の同年4月

21 日とされるべきであったものの、申立期間について、当時申立人の夫が厚生年金保険に加入していたことから、任意加入の種別に該当し、制度上、さかのぼっての国民年金への加入はできない。この場合、申立期間は未加入期間となるため、制度上、保険料を納付することはできない。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別読み及び旧姓を含む氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 2374 (事案 834 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から48年3月まで

昭和40年8月14日に商売を始めた後、しばらく間をおいた43年に当時はA市在住で、夫が夫婦二人分の加入手続を行った。また、それ以降は夫が夫婦二人分の保険料を一緒に納めていた。なお、金額は当初300円程度であった。

しかし記録では、昭和43年4月から48年3月までの期間が未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、昭和48年10月31日の手帳記号番号の払出時期から、申立期間の保険料について、時効及び過年度期間となり、現年度納付していたとする申立人の陳述とは符合しないほか、申立人と年齢差10歳ある配偶者は、将来の受給権確保の点から、申立期間の^{そきゅう}遡及納付が必要であった一方、申立人にはその必要が無かったとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年11月11日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要で無いとする通知が行われている。

申立人は保険料納付を示す資料として新たに申立期間当時在住していたA市における年金事務の取扱いが示された資料を提出したが、この資料では申立人の保険料納付を示す記載は見当たらず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から51年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から51年2月まで

私は、A市へ転居後の昭和39年4月ごろに、市役所に勤務していた近所のBさんから、主人が厚生年金保険に入っているから、あなたも将来のために国民年金に入った方がよいと勧められた。それで国民年金に加入し、Bさんが集金に来てくれたので、毎月、保険料を支払っていた。保険料が200円又は300円の時から定期的に支払っていたのに未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年4月ごろに国民年金に加入し、近所に住んでいた集金人に毎月、保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入時期をみると、昭和51年3月19日に任意加入していることが社会保険庁の記録及び申立人が所持する国民年金手帳により確認でき、この場合、申立期間は任意加入被保険者の未加入期間となり、保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立期間当時は年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式であったが、申立人は、保険料を納付した際、年金手帳に検認印を押してもらったことが無く、半券をちぎった領収証書を受け取っていたと陳述しており、当時の納付方式と符合しない。

さらに、申立期間の保険料を納付できる別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたかどうかについて、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったところ、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかつた。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料が無く、

納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年12月までの期間及び39年7月から43年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年12月まで
② 昭和39年7月から43年5月まで

私は、若い時から父の仕事を手伝い、仕事が暇になるとほかの会社に働きに出され、仕事が忙しくなると家に戻って手伝いをさせられていた。父の仕事を手伝っている間は、私の国民健康保険と国民年金の保険料はきっちり支払っておくと、母から聞かされていた確かな記憶がある。母は、真面目できっちりした性格であり、私の保険料を納付していないとは考えられない。

上記期間が未納とされていることは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人が父親の仕事を手伝っていた間は、申立人の国民年金保険料を納付しておく、母親から聞かされていたと陳述するのみであり、すべてを任せていたとする母親は既に死亡していることから、加入時期や手続の状況、納付金額、納付方法など、当時の具体的な内容は不明である。

そこで、申立人の所持する昭和45年3月14日発行の年金手帳をみると、申立人が最後に会社を退職した同年2月20日付けで国民年金の被保険者資格を取得したことが記載され、市の被保険者名簿の記録とも一致している。

したがって、申立期間①及び②は、記録上、公的年金の未加入期間であり、保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人の母親が申立期間①及び②の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるが、手帳記号番号払出簿の内容を確認し、他の読み方による各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出され

たことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人に申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から54年3月まで

私は、昭和54年10月ごろ、夫婦で市役所に行き夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。その際、同市職員から40年間納付した方がよいと勧められ、過去の保険料の納付について可否を問われたので、保険料の一括払いの手続をし、後日、送付された納付書で妻が銀行で一括納付した。上記期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年10月ごろ、夫婦で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、過去の未納保険料を一括して納付したと申し立てているところ、当時は特例納付の実施期間中であるが、夫婦共にその具体的な納付金額については覚えていないと陳述している。

そこで、申立人夫婦に係る申立期間の保険料を特例納付した場合の金額を試算してみると、申立人が約48万円、妻が約21万円で合計約69万円になり、当時としても印象に残るほどの高額であると考えられるが、申立人夫婦にその記憶が無い。

また、特殊台帳をみると、夫婦共に昭和54年4月から同年12月までの未納期間の保険料を、55年5月に一括して過年度納付していることが確認でき、申立人の妻が記憶する一括納付は、この納付であった可能性も否定できない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、また、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から54年3月まで

私は、昭和54年10月ごろ、夫婦で市役所に行き夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。その際、同市職員から40年間納付した方がよいと勧められ、過去の保険料の納付について可否を問われたので、保険料の一括払いの手続をし、後日、送付された納付書で私が銀行で一括納付した。上記期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年10月ごろ、夫婦で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、過去の未納保険料を一括して納付したと申し立てているところ、当時は特例納付の実施期間中であるが、夫婦共にその具体的な納付金額については覚えていないと陳述している。

そこで、申立人夫婦に係る申立期間の保険料を特例納付した場合の金額を試算してみると、申立人が約21万円、夫が約48万円で合計約69万円になり、当時としても印象に残るほどの高額であると考えられるが、申立人夫婦にその記憶が無い。

また、特殊台帳をみると、夫婦共に昭和54年4月から同年12月までの未納期間の保険料を、55年5月に一括して過年度納付していることが確認でき、申立人の記憶する一括納付は、この納付であった可能性も否定できない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、また、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から41年4月まで
社会保険事務所で、国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間における国民年金保険料が未納であることを知った。当時住み込みで働いていたA店の店主が、給料から天引きの上、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時、住み込みで働いていたA店の店主が、申立期間の保険料を給料から天引きで納付していたはずであると申し立てているが、店主が行ったとする加入手続や納付状況等に関しては何も分からないとし、当時の年金手帳を見たことも、店主から受け取ったことも無いと陳述しているほか、当該店主も既に死亡しているため、当時の具体的な内容等は不明である。

そこで、申立人の手帳記号番号払出時期をみると、昭和46年12月7日に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、同年6月1日にさかのぼって国民年金被保険者の資格を取得していることが、社会保険庁の記録により確認できることから、申立期間は、記録上、公的年金の未加入期間であり、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、住み込み先の店主が申立期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるが、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から49年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から49年8月まで

私は、国民年金に加入した昭和49年又は50年ごろに、未納となっていた私の40年1月までと妻の直近2年間の国民年金保険料を一緒にさかのぼって一括で納付した。

納付した保険料額は合計12万円から13万円ぐらいで、私が金融機関の窓口で納付したが、私の申立期間の保険料が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、昭和54年5月10日であることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人は同番号の払出し前である49年及び50年に同番号により国民年金保険料を納付することはできない上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の妻の昭和47年度から59年度までの保険料は現年度納付されていることが社会保険庁の記録により確認でき、昭和49年又は50年ごろに妻の2年間分の未納保険料をさかのぼって納付したとする申立人の陳述と符合しない。

さらに、申立人は、保険料を一括で納付したのは一度だけであるとしているところ、申立人が昭和49年9月から51年12月までの保険料を54年7月29日に特例納付していることが社会保険庁の記録により確認でき、その金額は申立人が申立期間の保険料を一括納付したとする金額とおおむね一致している。

加えて、申立期間の保険料が納付されていたことを示す関連資料や周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から45年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から45年1月まで

私自身が国民年金の加入手続をしたが、加入手続をした時期や場所は覚えていない。

国民年金保険料の納付方法、納付時期、保険料額等に関する明確な記憶は無いが、私自身が夫婦二人分の国民年金保険料を毎月納付していたと思うので、昭和43年1月から45年1月までの保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年6月に夫婦連番で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるとともに、申立人は、この手帳記号番号により47年9月21日付けで国民年金の被保険者資格を取得していることが、社会保険事務所の特殊台帳及び申立人の所持する年金手帳により確認できる。このことから、申立期間は国民年金の未加入期間となるため、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人の妻も申立期間と同一期間は、国民年金の未加入期間であり、夫婦二人分の保険料を自身が毎月納付していたとする申立人の主張とは符合しない。

さらに、国民年金の加入手続時期、保険料の納付方法及び納付額等に関する申立人の記憶はあいまいであり、申立期間当時の国民年金加入状況、保険料納付状況等は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も見当たらない。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿の確認、複数の読み方による氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年12月まで

昭和38年ごろ、市の集金人から国民年金の説明を受け、夫婦二人で国民年金に加入した。加入後の2年ぐらいの間、その年度の保険料と納めていなかった申立期間の保険料を1か月分ずつ加えて集金人に納めていたので、未納とされているのは納得できない。当時の保険料額は、それまでの未納分1か月分を加え、夫婦二人分で月額1,600円から1,800円ぐらいだったと記憶している。

また、申立期間のうち、昭和37年4月から同年8月までの期間及び同年12月から38年8月までの期間は厚生年金保険に加入しているが、当時はそのことを知らずに国民年金保険料を納めていたので調査を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

夫婦は、昭和38年ごろ夫婦二人で国民年金に加入し、加入後の現年度保険料と過年度保険料を併せて集金人に月々納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入記録をみると、昭和41年11月に夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが、同記号番号払出簿から確認でき、申立人が所持する国民年金手帳にも同年11月1日発行と記載されている。また、申立人が所持する国民年金の領収証書から、申立人が加入手続を行った後の42年3月16日に、この時点でさかのぼって納付が可能な40年1月から41年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できる。この場合、申立期間を含む36年4月から39年12月までの保険料は、特例納付でなければ納付できない。

一方、申立人は、昭和47年1月22日に39年1月から同年12月までの間を第1回特例納付により納付していることが領収証書から確認できるものの、申立期間の保険料を特例納付した痕跡は無いほか、申立人が加入後の保険料を

月々集金人に納付していたとの陳述にも符合しない。

また、申立人は、加入後に月々納めてきた保険料額は申立期間の未納分1か月分ずつを加え、夫婦二人で1,600円から1,800円ぐらいと陳述しており、一人当たりの月額に換算すると400円から450円となるが、申立期間の保険料は月額100円であり、申立てとは大きく相違する。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性について、別の氏名読みによる検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、その存在をうかがわせる形跡は見当たらなかった。

加えて、申立人は保険料納付に直接関与しておらず、保険料の納付手続をめぐる記憶が定かでなく、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から58年9月まで
私が20歳になった時、父の勧めで国民年金に加入しました。その際、加
入手続は父が行い、保険料の納付も父が家族の分を一緒に集金人又は役場の
窓口のいずれかで納めていました。父は亡くなっており、当時の状況は分か
りませんが、父母が納付済みであるにもかかわらず、申立期間が未納とされ
ていることに納得できません。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になった時、申立人の父親が国民年金の加入手続
を行い、申立人を含めた家族の保険料の納付手続も父親が行っていたと申し立
てている。

そこで、申立人の国民年金加入記録をみると昭和58年10月に、当時、申立
人と同居していた家族と連番で国民年金手帳記号番号の払出しを受けている
ことが同記号番号払出簿から確認できる。この場合、申立人が20歳になった
時に加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しないほか、この手帳記号
番号が払い出された時点では申立期間の一部は、制度上、既に納付することは
できない期間となっている。

また、申立期間のうち、過年度納付及び現年度納付が可能な期間については、
社会保険事務所及び市役所での収納手続となるが、いずれの記録も未納の記録
となっている。

さらに、昭和58年10月に、申立人と連番で国民年金手帳記号番号の払出し
を受けた、当時の同居家族の記録も同年10月から納付を開始していることが
町の被保険者名簿の納付履歴から確認できる。

その上で、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の氏
名読みによる検索を行ったほか、申立期間当時に居住していた市町村を管轄す
る社会保険事務所の同記号番号払出簿の内容をすべて確認したが、その存在を

うかがわせる形跡は見当たらなかった。

加えて、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、納付をめぐる記憶が定かではなく、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月 21 日から 55 年 2 月 1 日まで

私は、知人から紹介されてA社でB業務従事者として昭和 52 年 5 月 21 日から 56 年 1 月 31 日まで勤務したが、社会保険庁の記録によると同社での厚生年金保険被保険者記録は 55 年 2 月 1 日に資格を取得したとされている。

社会保険料は同社に採用された当初から控除されており、健康保険証ももらっていたはずであるから記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間におけるA社での在職については、同社提出の申立人が当時作成した履歴書をみると、当時、申立人は履歴書提出日として昭和 52 年 6 月 6 日と記載していることから、申立人の入社日を特定することはできないものの、その当時に申立人は同社に入社し、在職していたものと推定される。

また、申立人は、申立期間に給与から社会保険料が控除され、健康保険証ももらっていたと申し立てており、その参考資料として昭和 55 年の源泉徴収票を提出しているが、これを検証しても、申立期間の終期である同年 1 月分の保険料控除があったか否かについては確認することはできなかった。

さらに、当時、同社に在職していた従業員からは「当時、申立人は、C業務従事者として勤務していたと記憶しているが、申立人はアルバイト契約のC業務従事者で、当該職種は社会保険の加入対象外であった上に、日給月給制の1日4時間ほどの勤務で交通費も勤務日数に応じて支給されていた。」との陳述が得られ、また、「かつて、申立人と同様のアルバイト契約のC業務従事者がD部に異動になった際、その者とは準社員としての契約を締結し、社会保険に加入させたことがあったものの、申立人にもそのようなことがあったか否かについては分からない。」との陳述も得られた。

その上、当時の経理及び営業事務担当者に照会したところ「申立人が、契約のC業務従事者であったなら、契約のE業務従事者と同様に給料は時間に比して多くあったと思う。勤務時間も1日あたり4時間と短時間で、毎日勤務していた訳ではなかった。」との陳述が得られた。

なお、申立人に係る雇用保険の記録をみると、昭和55年2月1日に資格を取得、56年1月31日に離職と記録されており、社会保険庁の年金記録と一致している。

これらのことから、申立人は、申立期間中は雇用保険及び厚生年金保険の適用対象外となっていた短時間就労者であった可能性がうかがわれるものの、当時の事情を明らかとするには至らなかった。

加えて、申立人が当時の自分の在職を証言できると申し立てた従業員に照会を行ったが、申立人の入社日及び申立期間中の厚生年金保険等の加入の有無については分からないとの回答であった。

さらに、同社は、申立人について種々の調査を行ったが、申立期間中の同社での雇用上の身分に対する証明書類等は見当たらず、申立人を知っている従業員にも確認したが、当社で在職していた期間中の申立人の雇用上の身分については分からず、申立期間中の申立人の保険料控除及び届出については不明との回答であった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月から同年 5 月まで
私は、昭和 41 年 1 月から同年 5 月まで A 社に住み込みで勤務していた。
仕事の内容は、B 業務等であった。
A 社に勤務していた期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社に在職していたことは、時期を特定できないものの、同社の元事業主の陳述により認められる。

しかし、上述の A 社の元事業主は、同社では入社後すぐに辞める者がいたので、入社後は厚生年金保険に加入しない経過観察の期間を設け、従業員本人の希望を確認の上、厚生年金保険に加入するか否かを決めており、申立人については勤務期間が 6 か月未満と短く、厚生年金保険に加入したいとの意思表示が無かったので厚生年金保険に加入していないと思うと陳述している。

また、申立人は厚生年金保険に加入したいとの意思表示をした記憶は無く、厚生年金保険の加入に関する事業主からの説明も無かったとしている。

さらに、申立期間当時の A 社の従業員には連絡が取れなかったが、申立期間後に同社で勤務していた者一人は、厚生年金保険への加入希望を事業主に伝えた後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したと陳述している。

これらのことから、申立期間当時の A 社においては、申立人の入社後すぐに厚生年金保険に加入する取扱いを行っておらず、また、厚生年金保険に加入したいとの申立人からの意思表示も無かったことから、申立人については厚生年金保険に加入させていなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 6 月まで

私は、学校を卒業してA社に就職した。同期入社と同僚が2人いたことを覚えている。

A社はB品の販売会社で、私も販売の仕事をしていた。1年ちょっと勤務して、昭和38年6月ごろに退職した。

給料から厚生年金保険料も引かれていたと思うので、厚生年金保険の加入記録が無いことには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における在職は、申立期間に同社で厚生年金保険加入記録のある元同僚が、「申立人が、いつからいつまでA社で勤務していたか覚えていないが、勤務していたことは覚えている。」と陳述していることから、時期の特定はできないがこれを推定できる。

ところで、A社のほかの同僚は、申立人の申立て内容と同じく「申立人の同期入社は3人いたと思う。」と陳述している。そこで、A社の被保険者名簿を照会したが、同名簿には申立人及び同期入社とされる者の名前は見当たらなかった。

また、A社の被保険者名簿をみると、先輩社員であると申立人が陳述している2人の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人が同社に入社したとする昭和37年4月1日となっていることが確認でき、このことからこれら先輩社員は入社と同時に被保険者資格を取得していないことになる。

さらに、申立期間当時のA社の経理担当者は、「入社してもすぐに辞める人がいたので、厚生年金保険に加入しない様子見の期間があり、厚生年金保険に

加入しない期間は給与から保険料を引いていなかった。」と陳述している。

加えて、申立期間当時にA社が加入していたC健康保険組合に申立人に係る加入記録の有無を照会したが、申立人に係る記録は見当たらなかった。

以上のことから、申立期間当時のA社においては、申立人が入社しても、すぐには厚生年金保険に加入する取扱いはしておらず、申立期間における申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
私は昭和 40 年 9 月 25 日に、A社に臨時雇用員として採用され、同年 10 月 1 日に同社B支社に配属された。
ところが、厚生年金保険加入記録は昭和 40 年 12 月 1 日からとされており、健康保険証も勤務先からもらった記憶があるのに、申立期間の厚生年金保険加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA社B支社に在職していたことは、C組織から提出された申立人に係る「履歴書」、雇用保険加入記録及び元同僚の陳述により認められる。

ところで、A社は「臨時雇用員等社会保険事務処理規程（昭和 38 年*月*日）」において、一定の要件を満たす臨時雇用員等については、厚生年金保険被保険者とするとして規定しているところ、社内で厚生年金保険の記録等を管理しているDセンターでは、A社の厚生年金保険加入に係る社内記録は昭和 62 年ごろに廃棄しているため申立人の厚生年金保険加入の有無は不明であるが、A社の臨時雇用員等については、採用直後の 2 か月間は厚生年金保険被保険者とせず、3 か月目に所属長の判断により被保険者とする取扱いが行われていたはずであるとしている。

また、当時の人事記録を管理しているC組織も厚生年金保険への加入手続は事業所単位で行われていたとしている。

さらに、申立人と同日にA社に採用され、B支社にて勤務を始めた後、D支社に配属となったと陳述する元同僚は、申立人と同じ昭和 40 年 12 月 1 日に被保険者資格を取得していることが社会保険庁の記録により確認できる。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 11 月 26 日から 42 年 1 月 10 日まで

私は、勤務していたA社が昭和 41 年 11 月に倒産したので、B社に転職した。

両社の社長は同一人物だったので、この転職の間に勤務しない期間は無く、給与ももらっていた。

また、B社の昭和 41 年 12 月の給与明細書を持っているので、申立期間の厚生年金保険加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてB社に在職していたことは、同僚の陳述により推定できる。

ところで、申立人から提出された「B社 12 月分給料支払明細書」に記載されている健康保険料と厚生年金保険料の額については、社会保険庁に記録されている申立人の申立期間前後の標準報酬月額を基に申立期間当時の保険料率を乗じて得られた金額からみると、申立期間の昭和 41 年 12 月当時のものと符合せず、申立期間後の 42 年 12 月当時のものと符合することから、この給料支払明細書は同年 12 月のものと推定され、これからは、申立期間の保険料控除を確認することができなかった。

また、A社とB社のそれぞれの厚生年金保険被保険者名簿を照合したところ、双方に記録のある被保険者は申立人と前述の同僚一人だけあった。そこで、この同僚の厚生年金保険記録をみると、この同僚は、昭和 41 年 11 月 26 日にA社で被保険者資格を喪失し、42 年 1 月 10 日にB社で被保険者資格を取得しており、申立人の申立期間と同じ期間について厚生年金保険に未加入となることが確認できるところ、この同僚はこの期間について、「転職の際は、継

続して勤務していたと思うが、この期間の給与から保険料が控除されていたか分からない。」と陳述している。

さらに、ほかの同僚からは、「B社では、中途入社の場合は3か月程度の試用期間があった。その間に厚生年金保険に加入しなかったとしても、おかしいことではない。同社はきっちりした会社なので、厚生年金保険に加入しない期間の給与から、保険料を控除することは絶対に無い。」との陳述があった。

加えて、申立人は、昭和41年11月25日にA社における雇用保険被保険者資格を喪失し、42年1月10日にB社における雇用保険被保険者資格を取得していることが雇用保険記録照会結果により確認でき、申立期間前後の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失日と雇用保険被保険者資格の取得及び喪失日とは符合している。

以上のことから、申立人の厚生年金保険については、昭和41年11月26日付けで被保険者資格を喪失する旨の届出がなされ、その後の42年1月10日に被保険者資格を取得する旨の届出がそれぞれ事業主から提出され、申立人の給与からは申立期間の保険料は控除されていなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年ごろから 36 年ごろまで
24 歳から 25 歳ぐらいの時期に、A 社又は B 社と記憶している会社で 2 年から 3 年程度勤務していたが、この時期の厚生年金保険加入記録が無い。
A 社又は B 社は住み込みで、1 日の勤務が 10 時間、休日が月当たり 3 日程度だった。
厚生年金保険料の控除についての記憶は定かではないが、「年金の通帳」を渡された記憶があるので、厚生年金保険に加入していたはずだ。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の勤務先名に関する申立人の記憶はあいまいであり、A 社又は B 社という事業所は登記簿で確認できない。しかし、勤務先の所在地や仕事内容に関する申立人の陳述内容は具体的であり、勤務先とされる所在地付近において聞き取り調査を行ったところ、時期は特定できないものの、A 社という名称の事業所があったと思うとの陳述が付近住民から得られたことから、申立期間前後の時期に申立人は A 社又は B 社に勤務していたと考えるのが相当である。

そこで、社会保険庁のデータベースを基に、A 社又は B 社という名称の適用事業所検索を行ったが、A 社又は B 社という名称の適用事業所は見当たらなかった。

また、申立人の陳述内容から申立期間当時の勤務先は、C 業法の許可を必要とされる事業所であると推定できることから、これらの許認可事務を担当する行政機関に当時の事情を照会するほか、所在地と思われる周辺での現地聞き取り調査を行ったが、陳述以上の有用な資料が得られず、上記以外の名称による適用事業所検索も行えなかった。

加えて、申立期間当時、事業は厚生年金保険法の任意適用業種であり、申立人の勤務先が任意適用の届出を行っていない可能性が否定できない。

さらに、申立人は、申立期間当時、給与明細を渡されておらず、保険料控除の有無については分からないと陳述している上、当時の経営者の氏名のほかは同僚の氏名を記憶していない等、手がかりとなる資料が少ないため、勤務先の同僚に対する調査を行うことができず、在籍及び保険料控除に係る陳述並びに関連資料は得ることができなかった。

このほか、申立人は、申立期間に厚生年金保険に加入していたとする事由として、現在の年金手帳と似た「年金の通帳」を渡されていたと陳述しているが、申立期間当時、厚生年金保険加入の証として被保険者に渡されていた「厚生年金保険被保険者証」は、陳述の年金手帳とは形状が著しく異なっている。

以上のことから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者ではなかったと考えるのが相当であり、このほかに申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 7 月 1 日から 33 年 7 月 1 日まで
60 歳到達時に社会保険事務所で年金裁定請求した際、昭和 30 年 7 月 1 日から 33 年 7 月 1 日まで勤務したA社での厚生年金保険加入期間について、脱退手当金支給済みであることを知った。

A社を退社したのは、B社への転職が決まったからであり、脱退手当金支給日とされる昭和 37 年 4 月 3 日には、同社で勤務しており、脱退手当金を請求するはずがない。

脱退手当金を請求した記憶は無く、受領もしていないので、A社での厚生年金保険加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金が支給決定されたとされる昭和 37 年 4 月 3 日にはB社で勤務しており、脱退手当金は請求も受領もしていないとしている。

そこで、申立人の年金加入記録をみると、厚生年金保険被保険者資格喪失日と同日付けでC共済組合員の資格を取得していることが確認できる。

一方、申立人はB社を婚姻のため退職しているが、共済組合員の資格喪失日(昭和 42 年 3 月 23 日)から約 2 か月後の昭和 42 年 5 月 25 日に共済退職一時金を受給していることが確認できるところ、同一時金が支給された当時は通算年金制度創設後であり、厚生年金保険と共済年金が通算されるにもかかわらず、同一時金を受給していることが確認でき、厚生年金保険脱退手当金を受給していたために、同一時金を受給した可能性も否定できない。

また、申立人に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 21 日から 42 年 7 月 29 日まで
② 昭和 43 年 1 月 29 日から 44 年 9 月 17 日まで
③ 昭和 44 年 9 月 20 日から 45 年 9 月 29 日まで
④ 昭和 45 年 10 月 27 日から 46 年 4 月 21 日まで
⑤ 昭和 46 年 4 月 26 日から同年 7 月 8 日まで
⑥ 昭和 46 年 6 月 9 日から 47 年 7 月 2 日まで
⑦ 昭和 47 年 7 月 29 日から同年 9 月 16 日まで
⑧ 昭和 47 年 9 月 1 日から 49 年 2 月 21 日まで

厚生年金保険加入記録について、社会保険事務所へ照会申出書を提出したところ、申立期間について、脱退手金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金は請求書を提出した記憶は無く、また、A郵便局で受給したこととされているが、受け取っていない。

脱退手当金は受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金裁定請求書を提出した記憶は無く、脱退手当金は受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約9か月後の昭和49年11月29日に支給決定されているが、脱退手当金裁定請求書は、同年10月18日に申立人の最寄りのB社会保険事務所に提出された後、同年10月23日に最終事業所の管轄社会保険事務所に回送されていることが確認できる。

そこで、同請求書を見ると、記載内容に疑義が認められないことのほか、申立人の脱退手当金は、最寄りのA郵便局への送金払い（通知払い）となっていることが確認できることから、支払通知書は同請求書に記載された当時の申立

人の住所地に送付され、同通知書を同郵便局に持参して、脱退手当金を受領したとするのが相当である。

また、最終事業所であるC社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。